

令和3年第1回大多喜町議会定例会

12月会議会議録

令和3年 12月1日 開会

令和3年 12月2日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和三年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔十二月会議〕

大多喜町議会議録

令和3年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録目次

第1号（12月1日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
一般質問	5
山田久子君	5
森久君	20
根本年生君	30
渡辺八寿雄君	48
吉野一男君	55
散会の宣告	68

第2号（12月2日）

出席議員	69
欠席議員	69
地方自治法第121条の規定による出席説明者	69
本会議に職務のため出席した者の職氏名	69
議事日程	70
開議の宣告	71
議事日程の報告	71
答弁の補足	71
一般質問	71

吉野 僖一 君	72
諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
日程の追加	118
議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
休会について	122
散会の宣告	122
署名議員	123

第1回大多喜町議会定例会12月会議

(第 1 号)

令和3年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

令和3年12月1日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第1回議会定例会12月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、令和3年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより12月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第1回議会定例会12月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議会定例会12月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ議員の皆様方には、年末の大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をいただきたいと存じます。

さて、本年も残り1か月余りとなり、振り返りますと、新型コロナウイルスワクチン接種事業等に国を挙げて一丸となって全力で取り組んできた1年であったと思います。本町のワクチンの接種については、町内医師会、看護師、社会福祉協議会など、多くの関係者のご理解、ご協力をいただきながら全庁挙げて取り組み、県内でも非常に早くスムーズに希望された住民の方に2回の接種を実施いたしました。

このような中、国は、新型コロナウイルスの感染拡大第6波に備えた対策として、3回目のワクチン接種についても各自治体と緊密に連携を図りながら、必要な接種体制の整備と円滑な接種を支援するとされたところでございます。本町としても3回目のワクチン接種に係る自治体の判断基準の不透明なところはございますが、2回目からの間隔をおおむね8か月以上とする基本的な方針に基づき、来年2月から順次接種を進めていく予定ですので、本件

についても議員各位のご理解、ご協力を重ねてお願いを申し上げる次第でございます。

さて、本日の12月会議でございますが、明日にかけて6名の議員による一般質問が予定されており、その後、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問案件、条例の一部を改正する議案が5件、一部事務組合の規約改正が1件、町道路線変更の議案が1件、そして一般会計と水道事業会計の補正予算に関する議案をそれぞれ提出させていただいております。各議案とも十分ご審議をいただき、可決くださいますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会10月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち11月2日、第2回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、6番吉野僖一君から報告をお願いします。

○6番（吉野僖一君） 今、議長さんから説明があったとおり、資料は事務局から本日配付し、このとおりという内容になります。以上です。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

次に、11月4日に第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。この件につきまして、私から報告いたします。

初めに、広域連合会の議長及び副議長の選挙が行われ、指名推選により、議長に銚子市議会議長であります地下誠幸議員が、また副議長に私、麻生勇がそれぞれ就任いたしました。

次に、議案6件が上程され、議案に対して事前の質疑通告が3名、討論通告が2名、また、一般質問は2名の方が登壇いたしました。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求める議案が提出され、原案どおり承認されました。改正の内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の規定の中で新型コロナウイルス感染症の定義を改められたことから条例の一部を改正するものです。

議案第2号では、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員のうち議員選出監査委員の退任に伴い、千葉市議会副議長の森山和博議員を選任する議案が提出され、原案どおり同意され

ました。

議案第3号及び4号では、令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び特別会計の歳入歳出決算認定についての議案が提出され、原案どおり認定されました。

また、議案第5号及び6号では、令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）及び特別会計補正予算（第2号）が審議され、原案どおり可決されました。

なお、この議案の詳細については、お手元に配付の議案のとおりでありますので、ご確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

次に、10月25日及び11月25日に実施いたしました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、本12月会議の審議期間は、本日から明日12月2日までとします。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可いたしましたのでご承知願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生 勇君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

7番 山 田 久 子 君

8番 渡 辺 八寿雄 君

を指名いたします。

◎一般質問

○議長（麻生 勇君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 山 田 久 子 君

○議長（麻生 勇君） 初めに、7番山田久子君の一般質問を行います。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 皆様、おはようございます。7番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、大綱2点にわたり質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、大綱1、大多喜町認可地縁団体制度についてお伺いをいたします。

町内の集落において空き家が増えてきております。今後も増えることが予想される中で、各区で維持管理をしている不動産等の名義人の転居や死亡などによる名義の変更、相続、税金の支払いなどの問題が生じてきているようです。それらに対処する制度の一つとして、大多喜町認可地縁団体制度が活用できるようです。

町では、平成7年12月よりこの制度を実施しており、町だよりや区長会議などでもお知らせをしていただいているところですが、この制度をより広く認知していただき、検討活用していただくきっかけとなればと考えますことから質問をさせていただきます。

初めに、改めて、大多喜町認可地縁団体とは何か、何のためにつくられた制度なのかお伺いをいたします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまの質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

いわゆる自治会・町内会等の権利なき社团は、本町では、行政区と呼ばれているところでございます。地方自治法上においては、地縁による団体と位置づけられております。この地縁による団体につきましては、法人格を取得できなかったことから、建物や土地等の財産を持っている場合、当該団体名義での不動産登記が不可能でございました。そのため、登記の名義を当該団体の区長、役員の名義などにしなければならなかったことによりまして、その代表した名義人の方の死亡による相続問題や名義人の債権者による不動産の差押え等の財産上の問題が全国で生じることがございました。

このような問題を解決するために、平成3年、地方自治法の一部改正により一定の手続の下に、市町村の認可を受ければ地縁による団体である行政区から法人格を取得した行政区、地方自治法上の認可地縁団体という位置づけとなり、当該行政区が取得した集会所等の当該団体名義で不動産登記ができるようになりました。

このような内容、当初の認可制度の目的は、不動産または不動産に関する権利等を保有することを目的としており、不動産等を保有する目的がない、または見込まれない行政区は認

可の対象となりませんでした。が、本年度、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第11次地方分権一括法による地方自治法の改正が行われ、認可地縁団体の認可の目的について不動産等の保有を前提としないものに見直し、地縁による団体は不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けることができるようになりました。

制度につきましては、以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。分かりやすく教えていただきまして、恐れ入ります。

次に、現在、大多喜町認可地縁団体は何法人あり、どこの区が法人化しているのかお伺いをいたします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 現在の本町の認可地縁団体数につきましては、認可順に、紺屋区、筒森区、横山区、泉水区、鍛冶区の5団体でございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

もう既に、実際に法人化され、運用されている区もあるようですけれども、法人化をするメリット、デメリットというのはどういったことがあるのか、また、既存の区の活動や役割と、法人化した場合とで相違するものが何か出てくるのかお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） まず、法人化のメリットということでございますが、先ほどお答えしたとおり、認可地縁団体である行政区名義で不動産登記ができるようになり、名義変更手続や相続における問題等の発生が未然に防げるため、安定した行政区としての運営ができるようになります。

また、認可地縁団体が一定期間所有、占有していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全て、または一部の所在が知れない場合、それまでは、既に亡くなった人たちの共有名義になっている場合は相続の確定に多大な労力や費用を要し、相続人が不明のため名義変更を断念せざるを得ないことなどの事例がございましたが、平成27年4月に施行された地方自治法の一部改正により、一定の手続を経ることで認可地縁団体へ所有権の移転の登記をで

きるようにする特例制度も設けられているところでございます。

次に、デメリットというよりは、今までより大変なという観点でお答えさせていただきますが、行政区、コミュニティーの運営方法や各種届出について、法律に基づいて各種の手続が定められているため、総会の開催や役員改選などの手続が厳格になることや認可地縁団体の構成員は、地方自治法上、個人として捉えていることになっており、世帯単位で代表者を構成員として捉えることができません。したがって、区域に住所を有する個人は、おのおの1個の表決権を有することになり、区民全員が構成員となり得るところでございます。

また、先祖代々から引き継がれた地縁による共有名義であった不動産等は、認可地縁団体である行政区の財産となることから、新たに当該行政区に転入して構成員となった方も権利者の一人となることなど、平等に受け入れることや拒むことができないことの理解も必要になるところでございます。

なお、法人は構成員となることはできません。

次に、既存の区の活動や役割と相違するもののご質問でございますが、初めに、地縁による団体の認可を受けるための要件をご説明させていただきます。

地方自治法では4つの要件を求めています。1つ目に、区域の住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を目的とし、現にその活動を行っていることと認められること、2つ目に、その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること、3つ目に、その区域に住所を有する全ての個人は構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること、そして4つ目に、規約を定めていることとでございます。

4つの要件の1つ目から3つまでにつきましては、既存の区の活動や役割と相違するものではなく、現在の地域コミュニティーの姿であると思いますが、4つ目の規約を定めていることにつきましては、各行政区によってばらつきがあると思われ、この規約には定めなければならない事項が地方自治法で規定され、それに基づく規約を認可地縁団体の申請をする前に、当該行政区の総会で住民の意思を確認し、決定することが必要になります。

このように、既存の行政区の活動等が地方自治法に基づく法人格を有する団体活動となり、総会の会議録や関係書類等を厳格に整備しなければならないことや規約の変更などが生じた場合は町へ届け出なければならないことに加え、その活動内容等により税法の適用を受けるようなこともございます。このような内容などが既存の行政区と認可地縁団体としての行政区との相違になると思われま。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

それでは、少し疑問に思っていることなどを再質問という形でさせていただければと思います。

今ご説明いただきました中で、一定の手続を経ると認可の手続をすることができる、ごめんなさい、相続のところでしたかね、このところで、一定の手続というのはどういう手続をすることによってできるようになるのか、この辺が分かりましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまの質問につきましては、特例制度の一定の手続というところであると思われますので、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、平成27年の自治法改正で適用になったものでございまして、例といたしますと、共有名義の方々が、もう既に何代も前の名義の方になっております。でも、その方たちが亡くなった場合、この方たちがこの地区にいたよという証明ができれば、ここは私の2代前のおじいさんだよとか、あとはお寺とか、そこらあたりに載っている名簿にちゃんとある人で、どこどこの誰々さんの先祖の方だよというような聞き取りをした上で、Aという土地がこれは間違いなくA行政区のものだということが分かるものを提示することによって一定の期間、これは何々区の財産で間違いないので告示をさせていただくという手続をして、その手続の間に異議申立て等がない場合は、これは、その間にA行政区の土地だということを証明することによって、法務局のほうに申請することによって名義を変更できるよというような特例措置ができるようになったところでございます。

例で言ったので、ちょっと言葉で足りないかもしれませんが。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

今の先祖代々というのが一番本当に名義を変更するときに大きく問題になっている部分だと思うんですけども、そういった特例制度ができたということで、少しはそういうふうなハードルが下がったのかなという感じを受けたところです。

それで、既に大多喜町でも5団体の法人化がされているようですけれども、この方たちはどのようなきっかけで法人化ということを進められたのか、もし町のほうで、差し支えない

範囲で、その理由、法人化されたきっかけなどご存じなものがあってお話いただくものがありましたらちょっと教えていただくことができればと思うんですが、いかがでしょうか。可能な範囲で結構でございます。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、私も、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、一番初めの団体の地縁団体の認可につきましては、平成7年の紺屋区というところなので、そのときのいきさつ等は、正直なところいって存知上げていないところではございますが、いずれの区もやはり共有名義の土地がございまして、当然のように、今までの旧行政区の中の構成員のみで地権者で固まったものであれば問題なかったんですけども、年数を加えて、相続をする中で、50分の1の権利が、その構成区ではない方に移転されると、これが先ほどの制度ができたときの趣旨と一緒にございます。そのようなところをまずクリアするという形で、認可地縁団体の認可を申請されたところもございます。また、新たに集会所、また集会所の土地につきましてもはっきりとして、その行政区、認可地縁団体のものにするよという登記の必要性から認可地縁団体の申請をされたというところがほとんどであると思われま

す。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

それでは、幾つか私のほうで疑問に思っているようなところもございまして、申し訳ないんですけども、お伺いさせていただければと思っているんですが、先ほどご答弁でもいただきましたが、認可地縁団体では世帯でなく個人の加入になるんだよというようなお話がありました。

その中で、例えば疑問に思いますのは、今の既存の区ですと、区費みたいなのは世帯ごとになっているような部分があると思うんですけども、その場合は、認可地縁団体になった場合は個人単位での支払いになるのか、それとも規約等でしっかりとその辺を決めることによって世帯単位にすることができるのか、また、先ほど総会への出席というようなお話もございましたけれども、そういったものも規約に載せることによって委任状というような形での出席とか、そういう形での扱いになるのかどうか、この辺はどのようにしておりますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきます。

先ほど構成員につきましてはおのおの1つの表決権というお話をさせていただきましたが、現実的には、構成員、世帯的な形でなっていると思われまます。議員さんおっしゃったとおり、規約で1軒当たり幾らという形で定めていただければ、それはそれで行政区の総意に基づくことだよということ許される場所であると思われまます。

あと、おのおの表決権につきましては、当然のように、少ない世帯数の行政区から非常に多い行政区もございまます。その場合につきましては、やはり規約の中で、その代表となるべき、うちのほうでいうと組長さんとかという言い方をしておりますけれども、そういう形の代表者の方に委任するよという形を規約の中でやはりうたってあれば、それに基づいて皆さんの総意をいただいて、その人が代表権を持って総会に臨んでいるという形で、規約のほうに記載させていただければそのとおりで、それは構成員の総意に基づくものという形であり得るものと判断させていただいているところございまます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。もう一点ご質問させていただきたいと思うんですけれども、先ほど認可地縁団体になりますと区域に住んでいらっしゃる方は正会員になれるということであったんですけれども、住んでいない方もいらっしゃると思います。例えば、こちらに家と土地とは残っているんだけど、もう住んでいないんだよと、子供さんたちも住んでいなくて住所も都会に移しちゃっていてもういないんだよ、だけれども、家とか土地はあるので時々来ているよね、来てくれているよね、管理してくれているよねというような方もいらっしゃると思うんですけれども、このような場合に、ちょっと私が調べたところでは、規約に定められた区域外に移住している方が正会員にはなれないということなんです、賛助会員または準会員というような形で、会費を払いながら活動することに対しては、認可地縁団体として問題はないんだと、ただ、先ほどありましたように、総会における議決はできないんですよというような、ちょっとそんなようなところを何かの文書で見たことがあるんですけれども、この辺というのはこの認識でよろしいものでしょうか。要は、住んでいないんだけど、田舎の活動とかは一緒に参加できますよ、会費を払うことも、それは当然のことながら規約とかで決めていたりとかということになると思うんですけれども、その辺というのはどのような感じに考えたらよろしいでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 議員さんおっしゃるとおりで、先ほどの要件の中にも住所を有す

る全ての個人が構成員となるという言い方をさせていただきました。ですから、本来であれば、住所を有する者、客観的にその誰々だよねというのが認められる者でなければなり得ないというところはあると思います。

ただ、議員さんおっしゃったとおり、当然のように、何らかの状況で親御さんたちがそこにおいて、子供さんたちは離れている、でも、実際は区の付き合いはやっているんだよというふうな世帯も当然あると思われます。そういうところにつきましては、おっしゃったところもございますし、今回、自治法上が、まず変わったところが、今までは財産を保有するのが前提で地縁団体というのが想定されていたんですけれども、地域コミュニティを守るんだと、その地域を守るんだということが目的に掲げられておりますので、そこら辺も私は勘案されているのではないかという判断ができるのではないかと思う次第でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。突然お伺いいたしまして、ご回答いただきましてありがとうございました。

それでは、最後に、この件でお伺いさせていただきますのは、大多喜町認可地縁団体として認可を受けるには各区の自主的な判断で行うようになるということでお伺いしておりますが、法人化を推進する上で、町民の方々が取り組むには、先ほどご答弁いただきましたように、規約という問題などがあるようでございまして、書類や内容が難しそう、手続が煩雑そうなどの不安があるようでございます。町のサポートをどうしても受けさせていただくことが必要になってくるのかなと思いますけれども、町は具体的にどのような支援をしていただくことができるのかお伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきます。

認可地縁団体の認可に係る手続は、地方自治法に基づく申請手続をするため非常に細かく、提出書類も多く、大変苦慮されると思われま。先ほど説明した認可申請の事前準備である規約を定めることについても当該地縁団体である行政区の現行の規約等に基づき総会を開催し、認可申請の要否の意思を決定し、あわせて、認可要件に合致する整備された規約の決定、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定、保有財産の確定等を審議し、団体の意思決定をしていただくこととなります。そして、これらの手続書類、資料を作成し、当該行政区の代表者が町長に対して申請することとなります。

議員のおっしゃるとおり、これらの手続におきましては大変な労力と時間が必要になると思われます。担当課としましても審査、認可に至るまでの業務は非常に大変な事務量となりますが、本件に係る制度説明や手続等につきましては、事前相談も含め丁寧に、また分かりやすく対応させていただく所存でございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 丁寧なご説明ありがとうございました。

本当に、もしこれ今後、各区とかでこういった話を進めるようになりますと、本当に申し訳ないんですが、区の集まりというのは、日曜日であったり夜であったりというふうなこともあるかと思えます。行政職員の皆様には、時間外であったりお休みの日ということにもなるかと思えますけれども、今課長からご答弁いただきましたように、できるだけ事前相談等含めましてお手伝いいただくことができればと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

以上で、大綱1を終わらせていただきます。

次に、大綱2、集落支援事業についてお伺いをいたします。

大多喜町総合戦略の中に集落支援事業がうたわれております。事業概要には、地域の実情に詳しい集落支援員が集落を見回り、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間で話し合いを促進するなど、町職員と地域住民とともに集落対策を推進するとございます。

過疎地域等に所在する集落の多くにおいては、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などが問題となっておるところでございます。

集落支援事業は、集落対策の推進に重要な事業であると考えますことから、町の見解をお伺いいたします。

初めに、集落支援員は現在何人町におられるのか、また、支援の確保はどのように推進を図っているのかお伺いをいたします。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの山田議員の一般質問に企画課からお答えさせていただきます。

集落支援事業でございますけれども、大多喜町総合戦略における施策の一つでありまして、集落対策を講ずる上で地域住民の現状や地域の実情を把握することが重要であり、地域で核

となる人材との連携が有効であると考えますので、集落支援員を設置して集落対策を推進しようとするものでございます。

集落支援員は、現在まだ任用のほうはできていませんが、募集のほうを締め切りまして、選考させていただいているところでございます。人数といたしましては、老川、西畑、総元、大多喜、上瀑の各地区1名の5名程度を予定しているところでございます。

集落支援員の確保につきましては、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が望ましいということから、今後も区長さんをはじめ、地域の皆様にもご協力いただきまして確保に努めたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

ただいまの現在としては集約支援員さんは今のところいらっしゃらないというご回答だったと思います。その中で、募集をされたということで、たしかホームページのほうに、受付期間が11月22日から29日までということで掲載がされていたように思いました。

実際に、ここには、今のお話だと応募の方がいたのかなと、ちょっとそういうニュアンスを受け取ってしまったんですけども、申込みとかお問合せの方はいらっしゃったんでしょうか。状況はどのような形だったんでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今おっしゃったとおり、募集のほうを締め切っているところでございますけれども、一応5名の方から応募いただきまして、今後ちょっと面談等もやらせていただいて、この後、正式に任用された後に皆さんにお知らせして、活動に入っていくというふうな形になると考えています。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

正直、私ゼロだったかななんて思いもしながらホームページを見ておりましたので、ちょっとほっとしたというか、そうなんだと思ひまして、本当にうれしく思っております。また、今後、選考などもされていくというような形でホームページに出ておりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、集落支援員さんには具体的にどのような役割、どのような取組を担ってもらおうおつもりでおられるのか、また、そういった方が活動した中で、成果としての目標などはどのよ

うに考えておられるのかお伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 集落支援員の具体的な役割といたしましては、地域の実情を把握することであって、現状の課題の洗い出しを行いまして、地域の将来に向けた集落の維持、活性化対策を進めていただくために地域とのつなぎ役になってもらえるように考えております。

具体的には、空き家、空き地の調査、そのほかにも重点的な取組もあるとは思いますが、当該地域の要望に応じた活動を計画的に実施してもらうことで考えております。また、地域の活性化対策につながる地域資源の調査、活用提案などもいただければということで、その辺も想定しているところでございます。

新しい取組になりますので、活動する中で、集落支援員として活動内容やまた人員の体制など、活動に関する様々な問題も出てくるのではないかと考えますので、現段階では、成果としての目標としては定めておりません。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

私も今回、この事業を本当に進めていただいて、まず募集をしていただいたというところで、ありがたく思っております。

その中で、今課長からのご答弁にありましたように、この事業は、大変事業内容の範囲の広いものになるのではないかなというふうにも捉えさせていただいているところでございます。

まず、やはり一番最初には、今お話ありましたように、集落にどのような現状、点検、こういうものをまず始めていただくということが大事なのかなと思っております。どういう問題があるのか、どういうことがあるのか、そういった集落の点検をさせていただき、その上で、そこから出てきた問題をまた対応していく、対処していくための、もしかすると、また集落支援員さんという形になっていくんだなと思うんですけれども、細かいような、そういうふうに枝葉に分かれていくような、そういう形になっていくのかなと思っております。

やはりそのときに一つ、一番最初の状況把握のところをお願いをしたいなと思っておりますのは、今課長からございましたように、空き家等の問題、それから地域資源というところの問題ということで、うまく把握をしていきたいというお話をいただいたんですけれども、

やはりこれは集落全般の様々な問題をそのときに把握をしていただくことができればありがたいなと思っております。

例えば、大多喜町ではもう既に実施をしていただいている部分もあるんですけども、デマンド交通システムなどがあるところ、またないところなども含めた、まだまだ地域交通の問題というものもあると思いますので、そういった問題、それから、これは空き家対策との兼ね合いがあると思うんですけども、移住・交流の推進をしていくためにどういった問題があるのか、どういったところに空き家などがあるのか、そういったようなこと、それから、先ほど言いました地域資源というところにおきましては、特産品を生かした地域おこしというものでどういった特産品があるのか、私たちが知らない、もしかするとずっとずっと上の先輩のときには大多喜町にはこういうものがあつたんだよというもの、今はなくなってしまっているかもしれないようなものも含めまして、また、地域独自のものというものもあるかもしれませんが、そういったものを今後生かしていくというような考え方もあるかと思っておりますので、そういった地域の特産品などの掘り起こし、それから農村・漁村教育の交流、そして高齢者の見守りサービスの実施というところでもどのような対応ができるのか、どういったところに手が回っていないのか、どういう不安があるのかということも聞いていただくことができると思います。また、伝統文化の継承というところで、大多喜町ではおはやしをはじめ、いろいろな、まだ本当に多くの伝統文化が残っております。そういった伝統文化を残していくためにどういった問題があるのか、どうしていったら残していくことができるのかというようなこともあると思います。

そして、集落の自主的活動への支援というところが、やはりここが一番大きな問題になってくるかと思っております。本当に各行政区の人がいなくなり、高齢者の方が多くなり、区が維持できない、これからどうしようという問題を抱えているところも本当に少々というかぼつぼつという、言葉悪くて申し訳ないんですけども、本当に聞こえてきている状況でございます。本当にこれが集落としては一番大きな問題であると思っております。そういったところの現状と、それから、これからの本当に対策、そういったものを把握していただくことができると思っております。

集落に関しては、行政区においては各区の判断というふうなことを前に町に聞いたときに町はそのように答えていただいたことがあるんですけども、やはり区だけではできない問題、町という広い立場からの見識でのご提案なども場合によっていただくことによって、また新たな角度で区がいろいろなことを考えていくことなんかもできると思っておりますので、総合

的に、まず集落点検、情報を集めるというところにおきましては、1つに限らずに、手広くて仕事いっぱいやり切れないとおっしゃられてしまうかもしれないんですけども、お力をいただきまして、まず現状把握をしっかりとさせていただくことができればと思います。

その上で、それぞれの対応につきましての、また集落支援員さん、場合によっては専門的なものが出てくる場合もあるかと思えます。現在、集落支援員さんの事業をやっているところにおきましては、例えば高齢者の見守りなんかですとちょっと例えとして分かりやすいのでお話しさせていただくと、介護経験者とか看護師さんの経験を持った方々が集落支援員さんとなってそういった方たちのところを回ってくれている、その中で、安否確認や健康確認なんかもしながらやってくれているという部分で、集落支援員さんとして任命していただくというんですか、やっているようなところもあるようでございます。

それから、もっと専門的に、行政的なものという部分におきましては、本当に行政の退職をされた方とか、そういった知見をお持ちの方、また、退職された学校の先生のお力を借りたりとかというように、部門的に、本当にその専門の力を借りながら集落を支えていただいているというところもあるようでございますので、その辺、まず広く現状の把握というところからお願いすることができればと思いますが、町の見解をお伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今お話のありましたように、集落の人口減少が主な要因であると思えますけれども、人材が不足して成り立たなくなってくる、こういった状況がございます。

今お話があったとおり、コミュニティー活動、伝統文化の継承だったり空き家の問題、あと交通政策、高齢者の問題も様々、地域の特産品、そういったのもございます。様々なものに対して情報を収集していただいて、地域の実情を把握していく中で、町のほうの関係課のほうに全て上げていただいて、町のほうでも情報を共有して、必要な部分に対していろいろ考えていったりとか、そんな対応をしていきながら、集落支援員としての活動というのを検証していきながら考えていければというふうに思っております。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） どうぞよろしくお願いいたします。

その一方、集落支援員さんの業務内容というのは、既存の行政関係のお仕事とも関連することが大変多いと思えます。町職員の方のお仕事だとか、区長さんのお仕事だとか、その他行政関係職のお仕事と大変似通った部分が出てくる可能性が高いと思えます。

この場合、集落支援員さんの立ち位置ですとか役割関係というのは、こういった形の立ち位置、関係になってくるのか、この辺はどのように捉えておられるのかお伺いすることができればと思います。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 集落支援員の立ち位置といいますと、先ほどからうちのほうで、私のほうからも話させていただいているんですが、集落支援員としての通常の活動というのは地域の現状把握というのが主になってきます。そこで集めた情報というのは役場内部でも共有して、問題解決に向けた話合いなんかを町のほうでもさせていただくんですけども、区長さんとか民生委員さん、また各種の委員さんの方もいらっしゃいます。そういった行政関係職の皆様とは連携を図って、地域の課題や要望の聞き取り、地域と行政の話合いの促進など、広い地域を担当する集落支援員は、人数のほうは今まだ少ないような状況でありますので、効率的に情報収集できるような関係性を形成することが必要であるというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

やはりこの集落支援員さんは、今いろいろな集落にある問題に対して聞き取りをしていただいて、そこを支援していただくというふうな形の立場になってくるとと思います。やはりこのところを聞き取ってくださって、動いていただくこうというところの中においては、やはり期待感というものが出てくるとと思います。そうしますと、やはりその方たちが町役場、もしくは集落との間に入ってしまっただけで孤立してしまうことがないように、しっかりと町としてもサポートをしていただくことができればと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次に、今後、集落支援員となる方の人材の発掘、育成、確保ということが課題になってくるかと思えます。町でも年に各地区1名ずつぐらいの取組をしていくというような形で書いてあったかなど、そのように思っておりますので、なかなかハードルの高い事業ではないかと思っております。これらにどのように取り組んでいくお考えでいるのかお伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 人材の確保、育成などでございますけれども、新しい活動というふうに今始めようとしています。その活動内容の中で、見直し、また、あとは地域の実情においていろんな問題点も出てくることで考えております。

集落支援員としての必要な人員の体制だったり、そういったのも活動していく集落支援員の方にいろいろ意見を聞きながら、人数なども見極めて配置できればというふうに考えております。

また、近隣地域ではございませんけれども、全国では多くの集落支援員の方が活動をしているところでございます。今後もほかの地域の成功事例や研修会など、あれば参加することで得られる情報もあると思いますので、そういった内容を共有して、集落支援の取組を推進するために必要な知識の習得と実務能力の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ぜひよろしく願いいたします。

それと、これも考え方の部分でのお願いという形になってきてしまうのか分からないんですが、集落支援員さんが、いずれにしましても町の活動の中で動いていきますと、どうしても行政的なところでお尋ねになられることというのがたくさん出てくるかと思えます。その場合に、すぐに答えられるように一つタブレットか何かを持たせていただいて、つながるとか、場合によっては職員の方と、私どももそうなんですけれども、私なんかもうろうろさせていただきますと、どうしても昔のこの制度どうなっているのかとか、こういうのあるかなんていうふうな形でご質問いただくことがあります。

当然、集落支援員さんという形で地域に入っていただきますと、自分が言ったものとは違う形の中でのお問合せなんかも来ることが多いかなというふうに私はちょっと考えてまっております。なので、タブレットなりを持たせていただいて、そこで町の問い合わせいただいたものはそこですぐ答えられる、もし分からなければ担当課さんへつないであげられるというような、そういったものがあるといいのかななんて、町が思っている集落支援員とはちょっと違うのかもしれないんですけれどもね、ちょっとそんなふうに思っておりますので、ご検討いただければと思っております。よろしく申し上げます。

ちょっと話がそれましたけれども、以上で、大綱2の質問を終わらせていただきます。

最後になりましたが、飯島町長の下での一般質問は本日が最後になります。私は、初当選以来、コロナ禍により中止となりました一度を除き、全ての定例議会で一般質問をさせていただいてまいりました。私の拙い一般質問に対し、飯島町長をはじめ執行部の皆様には誠意あるご対応いただいてまいりましたことに心より感謝を申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で、山田久子君の一般質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

なお、11時10分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

（午前10時56分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前11時09分）

◇ 森 久 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、10番森久君の一般質問を行います。

10番森久君。

○10番（森 久君） 森でございます。野村議員に倣いマスクを外させていただきます。

初めて一般質問させていただきます。

私は、この1月に行われました議会議員選挙におきまして辛うじて当選し、このような場に立てることをとてもうれしく、また光栄に思っております。私は、この一般質問におきまして、この議場にご臨席の全ての方々と認識を共有し、皆様のご理解と共感を得たいと願っております。

大多喜町の発展、活性化を願う気持ちは、ここにいる全員が共有するかと存じます。もしかしら方法に違いがあるのかもしれませんが、議員諸兄には、今までには経験したことがなかった同士という感覚を抱いておりますし、町長以下、窓口、現場の職員に至るまで、そのご尽力、ご苦勞に心よりの敬意を表したいと思っております。そうした皆様に対しまして、何がしかの問題提起ができれば、これも大多喜町の発展、活性化の道につながるかと考え、このように一般質問の機会をちょうだいいたしました。

なお、問題提起ですので、私自身の知識の整理という意味も込めまして、若干説明が周辺の領域にわたりますことをあらかじめお許しいただきたいと存じます。

また、唐突に名前を挙げますが、ご関係の方々にだけ事前にお渡ししてある読み上げ原稿の13ページに参考文献として挙げている図書の著者たちです。さらに、2ページと3ページの間、6ページと7ページの間に資料をとじ込んでおります。

本日は、総合計画を主題として3つの質問をさせていただきます。

大多喜町は、現在、第3次総合計画に基づいて行政が行われています。第1次に当たりまず大多喜町新総合計画は、昭和61年度、1986年度から平成12年度、2000年度までの15年間、第2次の大多喜町新総合計画は、平成13年度、2001年度から平成27年度、2015年度までの15年間を対象としていました。そして、現在の大多喜町第3次総合計画は、平成28年度、2016年度から令和7年度、2025年までの10年間を対象としております。この第3次総合計画は、基本構想・前期基本計画、その第1次実施計画、第2次実施計画、第3次実施計画、後期基本計画、その第1次実施計画で構成されています。これらの全体が第3次総合計画であります。

総合計画は、自治体が政策を総合的かつ計画的に実施するために、一定の期間、計画期間を設定して達成すべき目標と、そのための施策事業を定める計画、方法であり、福祉、環境などの各分野の政策を総合的・体系的に位置づけたものであり、福祉の束と言えるのであります。

総合計画と対比されるべき包括的な計画としては、予算があります。総合計画の役割として、桑原英明氏は、第1に、総合計画の中に位置づけられることにより自治体政策として明確化される、第2に、総合計画に盛り込まれると自治体政策として高い優先順位を与えられる、第3に、政策資源の効率的・効果的な配分に寄与する、第4に、縦割り行政の弊害を抑制することができる、第5に、これらの結果として自治体政策の総合化に寄与するという5つを挙げています。

また、飯島勝美町長は、基本構想・前期基本計画のご挨拶とする序文の中で、「こうした状況の中、本町の課題を捉え直し、今日の社会に対応したまちづくりを計画的に進めるため、今後10年間の町政運営やまちづくりの基本的かつ総合的な指針となる「大多喜町第3次総合計画」を策定いたしました」とお述べになっています。

ここから、第1の質問に入ります。

第1の質問は、行政職員は実務を熟知しているがゆえに、そうした職員の意見は基本構想・前期基本計画、後期基本計画に積極的に反映すべきである。策定プロセスを振り返り、その点についてどのように評価しているのかというお尋ねです。

今述べましたように、総合計画は行政にとって極めて重要な計画であります。そこで、大多喜町議会基本条例では、地方自治法第96条第2項の前項に定めるもの、例えば、「一 条例を設け又は改廃すること。二 予算を定めること。三 決算を認定すること。」など、15

の事件ですけれども、それらを除くほか、「普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる」を受け、大多喜町議会基本条例の第11条におきましては、「町民の代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、地方自治体を代表する町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定に当たっては議会としての議決責任という役割を町長等と、共に、公平に分担するという観点に立ち、法第96条第2項の議会の議決事件について、次のとおり定める」として、（1）大多喜町基本構想及び基本計画から、（5）大多喜町町民憲章まで5つのものが挙げられています。すなわち、総合計画の基本構想・前期基本計画、後期基本計画は、議会の議決事件であり、議会は、総合計画につきまして、町長とともに責任を負っているのです。

このような制度は、憲法第93条第2項、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」とされており、議会と市長は、住民によって直接選ばれるという意味で、共に住民の代表機関として位置づけられるのであります。

首長と議会という2つの代表機関を持つ統治構造は、一般に、二元代表制と言われております。二元代表制の下、議会は、総合計画の決定に責任を有しています。確かに議会議員が総合開発審議会の委員を務めていました。しかし、平成26年度と平成27年度、委員13名中の2名であり、令和元年度と令和2年度の委員12名の中の3名にすぎず、しかも、そもそも審議会は、町長を代表とする行政側の機関であります。

二元代表制の趣旨からしますと、それとは別に、一方の住民の代表として議会でしっかり議論する必要があると思われまます。実際、議会基本条例を最初に制定した北海道栗山町議会は、町長が提案した総合計画を議会で学習、調査、議論し、その修正をしたとのことであります。

私は、議会議員全員協議会において議論したり、特別委員会を臨時に設置して検討したいとした上で、さらに、本会議において審議することが二元代表制の趣旨にかなっていると考えております。

ただ、この一般質問は、そうした問題を論じる場ではございません。私は、今取り上げました議会と対置される行政側の問題を取り上げたいのであります。行政側の意見集約に当たり、特に実務を熟知している大多喜町役場職員の意見が十分に反映されたのかを問いたいのであります。

基本構想・前期基本計画の策定過程は、平成26年5月23日の大多喜町第3次総合計画（基本構想・基本計画）策定支援業務委託プロポーザル審査会から、平成27年11月6日の第3次総合計画・基本構想の議会での議決、平成28年1月15日の第3次総合計画・前期基本計画の議会での議決にまでわたっています。この間、総合開発審議会が7回、第3次総合計画策定委員会専門部会が5回、課長会議が2回、議員インタビューが2回、議会議員全員協議会における説明が2回行われるなどしました。私は、専門部会が5回、課長会議が2回では少ないように感じられます。

また、後期基本計画について見ますと、策定期間は、令和元年7月7日の大多喜町第3次総合計画・後期基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査会から、令和2年12月2日の第3次総合計画・後期基本計画の議会での議決までにわたっています。この間、総合開発審議会が5回、第3次総合計画・後期基本計画策定委員会専門部会が2回、第3次総合計画・後期基本計画策定委員会分科会が2回、議員インタビューが2回、議会議員全員協議会における説明が1回行われるなどしました。私には、基本構想・前期基本計画と同様に、専門部会が2回、分科会が2回では少ないように思います。

大多喜町役場の職員は、大多喜町を担っていく宝です。選ばれた方々です。そうした方々の知識、経験、ご見識は、ぜひとも総合計画に反映すべきです。そうした機会が少なかったのであれば残念であります。

そこで、お尋ねです。行政職員は実務を熟知しているがゆえに、そうした職員の意見は、基本構想・前期基本計画、後期基本計画に積極的に反映すべきであります。策定プロセスを振り返り、その点についてはどのように評価されているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの森議員の一般質問に企画課からお答えさせていただきます。

第3次総合計画・後期基本計画の策定につきましては、初めに、各担当課で、前期基本計画の施策の見直しを含めた事業計画を検証しまして、さらに、住民アンケート、議員インタビュー、住民公聴会や団体懇話会の意見や要望を伺いまして骨子案を作成しております。

骨子案は、各担当課において内容を確認して、また、役場内部で組織する策定委員会や分科会、専門部会では、担当以外からの意見を踏まえた協議を重ねまして、調整、作成した計画案を総合開発審議会でご審議いただき、令和2年第1回議会定例会12月会議において議決

されました。

前期基本計画の施策検証から計画案の作成に当たり、各担当課だけでなく、分科会、専門部会も必要に応じて開催するなど、計画の立案段階から実施まで、職員は十分関与する体制となっており、職員の意見は反映されているものというふうと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

ここからは、第2の質問に入ります。

第2の質問は、予算の編成に当たっては、総合計画を実現するためにどのような仕組みを採用したり、どのような工夫をしたりしているのかということでもあります。

最初に述べましたように、総合計画は極めて重要なものであります。しかし、総合計画には法的拘束力がありませんし、総合計画で定められても予算に盛り込まなければ財政支出はできません。予算を総合計画と連動させなければ、総合計画は絵に描いた餅にすぎません。ところが、通常は予算と総合計画は連動していないとのことであります。

その理由として、桑原英明氏は、一般に、総合計画は企画課、予算は財政課が担当していて両者の関係が密でないこと、予算編成が前年度の予算をベースとして、当該年度の予算の増減を微調整する方式を基本としていることなどを挙げています。その上で、桑原氏は、次のように結論づけます。以上のような理由のため、総合計画は策定されるもののそこに盛り込まれた施策や事業についても毎年度の予算編成で予算の査定を受けて、予算額を確定せざるを得ない、総合計画に盛り込まれた新規事業であればこれに予算措置を認める制度的な根拠とはなるものの予算と総合計画とを連動させることは容易ではないとのことであります。

現在の大多喜町の第3次総合計画を構成しているのが基本構想・前期基本計画、その第1次実施計画、第2次実施計画、第3次実施計画、後期基本計画、その第1次実施計画でございます。

それでは、これらはどのようなつながり、関係を持っているのでしょうか。前期基本計画の第1次実施計画から後期基本計画第1次実施計画までの4つの実施計画における説明をご紹介します。

まず、1、実施計画の総合計画上の位置づけという項目の下で、基本構想は、「目標年次までの展望と課題を踏まえ、町の目指す「将来像」を明確にし、これを実現するための施策の大綱を定めるものです」とあります。また、基本計画は、「基本構想を受けて、その目的

を達成するために施策を部門別に体系化し、具体的内容を示すものです」とされています。そして、実施計画については、「基本計画に基づき、個別施策・事業の実施について年次ごとに位置づけるもので、政策的予算編成の基礎となるものです」と明記されています。実施計画が予算編成の基礎になっていると述べられているのであります。実施計画が予算編成と結びついているというこの叙述は特に注目すべき点です。

そして、2、計画策定の目的という項目の下では、「大多喜町第3次総合計画の将来像の実現を目指して、基本計画に位置づけられた各施策の具体的な実施方法を定めるために、この実施計画を策定します」、そして、「この計画は、向こう3年間における予算編成及び事業実施の指針となるものです」と書かれています。繰り返しますが、実施計画が予算編成の指針になるというのです。再度、実施計画と予算編成との結びつきに注目したいと思います。

こうした説明からしますと、実施計画が予算編成方針に反映され、そして予算に計上され、その結果、予算が総合計画と連動するように思われます。しかし、実施計画の目標値は示されていません。実施計画では、施策の体系、施策の内容が示され、その上で、主な計画事業が挙げられるのみであります。したがって、実施計画が予算編成の指針になるといってもその結びつきの程度が高いということはありません。

確かに、前期基本計画と後期基本計画におきましては、目標値が示されています。実施計画ではございません。基本計画です。前期基本計画と後期基本計画におきましては、目標値が示されています。ですが、策定前年度、前期基本計画では平成26年度、後期基本計画では令和元年度の実際値を現状値として示すとともに、計画期間最終年度、前期基本計画では令和2年度、後期基本計画では令和7年度の目標値を示すのみで、計画期間の各年度ごとに目標値が示されているわけではありません。こうしたことの結果、予算が総合計画と連動しているとは言い難い状況になります。

佐藤俊一氏は、そのことを次のように指摘しています。実施計画に盛り込まれた事業については優先的に予算化されやすいとはいえ、予算は単年度主義を取っていることから、中長期的な展望を持ちにくく、編成過程も、ややもすると財源確保を重視し過ぎる傾向があることなどから、基本計画における事業と予算計上された事業とが乖離しがちになるとのことです。当然のことながら、予算編成に当たっては、中長期的な総合計画の視点を加味する必要があるのではあります。それが容易ではないと佐藤氏は述べているのであります。

そこで、お尋ねです。予算の編成に当たっては、総合計画を実現するためにどのような仕

組みを採用したり、どのような工夫をしたりしているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 森議員の一般質問に財政課からお答えをさせていただきます。

森議員おっしゃるように、総合計画の予算の編成に当たって実現するための仕組みということですが、大多喜町で、総合計画は、基本計画を策定するとき、各施策に沿った事業を計画し、計画期間中の事業費と財源等について積算をし、それを基に実施計画を策定しております。

新年度予算を編成するに当たり、計画実現に向けた政策的な予算については、先ほどおっしゃったとおり、優先的に予算を配分することとしてございます。しかし、本町は、財政力指数では0.427と、財政的に弱いために、国の政策や経済状況など、外的な要因により計画どおりに財源確保できない場合もございます。そのために、毎年度実施計画を見直し、各種計画事業が実現できるように進めているところでございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

ここから第3の質問に入ります。

第3の質問は、総合計画の進捗管理はどのように行っているのかということでございます。

最初に、前期基本計画の目標値がどの程度達成されたのかを確認しておきたいと思っております。

ただ、手元には、前期基本計画と後期基本計画しか資料がなく、実際値は、目標年次の前年度のデータしか分かりませんでした。つまり、前期基本計画では目標年次が令和2年度、2020年度とされていますが、私にはその年度の実際値を入手できず、入手できたのは、後期基本計画において現状値と表現されている令和元年度、2019年度の実際値、ややこしくて申し訳ございません。つまり、前期基本計画の目標年次の前年の実際値であります。

もちろん、目標年次の目標値とその前年の実際値を比較しても意味がないという考えは当然です。

ただ、私が申し上げたいのは、目標未達成をあげつらうのではなく、目標値と実際値が乖離することは当然であり、大切なことは目標値を達成するための仕組み、すなわち進捗管理の方法が必要であるということです。そのためには、まずは目標値と実際値の乖離状況を確認したいと思います。

ここで、ご担当者には、議員も含めまして事前にこの読み上げ原稿をお渡ししてありますので、それを前提にご説明させていただきます。それ以外の方には申し訳ございません。

表の左のデータは、前期基本計画において現状値と表現されている平成26年度、2014年度の実値です。真ん中のデータは、前期基本計画の目標年次である令和2年度、2020年度の目標値です。右のデータは、後期基本計画の現状値として示されている令和元年度、2019年度の実値であります。

右側2つの目標値と実値にご注目いただきたいと思います。

なお、成果指標は、前期基本計画と後期基本計画のいずれにも採用されている指標の中から私が勝手に選択したもので、特別の意味はございません。

これを見て分かりますように、目標年次の前年度で見て、既に目標値を達成しているものもあれば遠く及ばないものもあります。繰り返しますが、私は未達成を批判したいのではなく、こうした乖離は当然であり、その乖離を埋めようとする進捗管理の方法を問題としたいのであります。

第2番目に、前期基本計画の重点施策と後期基本計画の重点施策を比較したいと思います。

いずれの基本計画におきましてもほぼ同じ文章で、未来づくり重点プロジェクトについて次のように説明しています。「前期・後期基本計画に掲げる施策のうち、将来像「ひとまちみどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」の実現への効果が特に高いと見られる施策群を、3つの「未来づくり重点プロジェクト」に整理し、前期基本計画に引き続き前期・後期基本計画全体を先導するものと位置付け、全庁をあげて分野横断的・重点的に取り組みます」とのことです。そして、未来づくり重点プロジェクトは、1、定住促進プロジェクト、2、にぎわいづくりプロジェクト、3、高齢化対策プロジェクトの3つから成り立っています。

ここで取り上げたいのは、それぞれのプロジェクトを構成する施策が前期基本計画と後期基本計画では異なるということでございます。

11ページ飛びます。

前期基本計画と後期基本計画では施策の一部に違いがあるということは、何らかの進捗管理が行われたと推定できます。進捗管理が行われた結果としてこのような異同が生じたのでありましょう。

第3番目に、前期基本計画の成果指標と後期基本計画の成果指標を比較してみたいと思います。

前期基本計画と後期基本計画で取り上げられている指標は、全体で73指標です。そのうち、前期でも後期でも取り上げられているものが46指標、前期には存在せず後期で新たに採用されているものが4指標、例えば、防災行政無線の戸別受信機設置率、ホームページ閲覧者数などでございます。前期では存在していますが後期にはなくなっているものが11指標、例えば、鳥獣被害件数、移住者懇談会の年間回数など、しかもそのうちの2つは地球温暖化対策地方公共団体実行計画の策定など、計画策定の終了でございます。前期と後期では異なるものの代替されたと思われるものが6指標、婚活イベントカップル成立率と婚活支援活動実施回数などでございます。

前期基本計画の成果指標と後期基本計画の成果指標は同じではありません。このことから前期基本計画の進捗状況が把握され、何らかの進捗管理が行われたと考えられます。

第4番目、前期基本計画だけを対象として、3つの実施計画の間で計画事業に違いがあるということを述べたいと思います。

まず、前期基本計画の第1次実施計画と第2次実施計画を比較してみます。

主な計画事業の事業名を頼りに比較しますと、全体で事業名は110事業名を確認できます。このうち第1次と第2次で同じ事業は99事業、例えば、コミュニティ育成事業補助金、男女共同参画講演会など、第1次には存在せず第2次で新たに登場するのが8事業、例えば、域学連携事業、移住・定住・交流推進支援事業など、第1次では存在していますが第2次でなくなるものが3事業、西小学校校舎防水改修工事、設備改修工事、厨房機器入替です。

第2次と第3次を比較してみましょう。

全体で120事業確認できます。このうち両計画ともに登場するのは102事業、例えば、航空写真撮影事業、遊歩道整備事業など、第2次では存在せず第3次で新たに登場するのは13事業、例えば、協働のまちづくり推進事業、竹林再生活動支援事業など、第2次では存在していたにもかかわらず第3次でなくなっているものが5事業、公共施設等総合計画、旧老川小学校活用事業、小さな拠点、小水力発電所管理運営事業、ガス管敷設工事、各種スポーツ管理運営事業です。

このように、第1次から第3次までの実施計画の間で計画事業に違いがあります。このことから、毎年何らかの進捗管理が行われていたと推察できます。

そこで、お尋ねです。総合管理の進捗管理は、どのように行っているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの質問に企画課からお答えさせていただきます。

第3次総合計画では、6つの基本目標を達成するための具体的な施策を策定するとともに、施策の効果を検証するために、施策ごとに成果指標を設定して、推進に当たっては、この成果指標の達成度により進捗管理をするとともに、課題を抽出して改善の動きにつなげるPDCAサイクルを導入しております。

具体的には、各担当課において、総合計画の施策評価として、施策ごとに達成状況の評価、現在までの評価及び課題を抽出して施策評価を行い、その結果を総合開発審議会において報告して、委員の皆様からご意見を伺っているところでございます。また、大多喜町行政評価実施要綱に基づく評価といたしましては、実施計画に掲げられた事務事業ごとに行政評価を実施し、結果を公表しております。これらの施策評価や行政評価の結果を基に、各担当課では、事業の改善及び新たな事業の追加など見直しを行いまして、予算の編成並びに総合計画の進捗管理を行っているところでございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

最後に、本日の一般質問では取り上げることのできなかったことや私に残された課題を3つ挙げたいと思います。その第1は、総合計画と個別計画との関連でございます。第2は、行政評価結果報告書や主要施策の成果説明書の調査でございます。第3は、大多喜町人口ビジョン・総合戦略、第2期大多喜町総合戦略と総合計画との連携であります。

私は、冒頭で、皆様と認識を共有し、皆様のご理解と共感を得たい旨申し上げました。私の思いは、総合計画が存在しているのですからそれを大切にしたい、その実現を図っていくことが大多喜町の発展、活性化につながるのではないかと、それは、私の議員としての目標である大多喜を希望に満ちた郷土への道ではないかということでもあります。私のこの思いを皆様にご賢察賜れば誠に幸いです。

本日は、貴重な機会を与えていただき誠にありがとうございました。以上をもちまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で、森久君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午前11時46分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 根 本 年 生 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、5番根本年生君の一般質問を行います。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。ちょっとマスク外させていただきます。すみません。

通告に基づきまして、質問させていただきます。

私は、今回、著しい出生数の減少に伴う影響及びその対策について、それと、あと大多喜高校の活性化と著しい出生数の減少が進んでいる状況についての2点について質問させていただきます。

まず初めに、著しい出生数の減少傾向が続いています。現在、大多喜町の人口は約8,600人ですが、昭和20年頃には2万人を超えていました。しかし、近代化に伴う都市部への人口流出に加え、町の産業を支えていた林業、農業、商業の衰退により町の経済活動は縮小を続け、長期にわたり人口減少が続いています。

そのような中、9月14日に千葉日報の1面に、夷隅地域の県内中学生が著しく減少する旨の新聞記事が公表されました。大多喜町では、子育ての世帯の流出に伴い、児童・生徒数の減少を続け、かつて存在した5小学校は現在2校まで減り、中学校の5校から1校へと減りました。

大多喜町にとって人口増対策は最重要課題です。今まで様々な政策を行っていますが、若者の流出、出生数の減少に歯止めがかかりません。今後は、現状認識をはっきり持ち、課題を明確にして、若い世代の意見を取り入れた新たな活動内容を示し、関係者が一致協力して実践していくことが大切であると考えます。

その件について伺います。今年1月から11月までの出生数とその内訳を教えてください。

○議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） ただいまのご質問に税務住民課からお答えします。

今年の出生数と内訳でございますが、1月から11月末までの出生数は16人、男女の内訳は、男8人、女8人、地区ごとの内訳は、老川地区1人、西畑地区4人、総元地区2人、大多喜

地区6人、上瀑地区3人となっています。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 続いて、2番の小さな集落の活性化と出生数は深い関係であると思っています。最近子供が生まれていない地区も増加しているものと思われます。行政区ごとの最近の出生数及び子供の数を教えてください。

○議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、地区ごとの最近の出生数と子供の人数でございますが、出生数につきましては令和2年度の出生数で、子供の数につきましては今年の9月30日現在でゼロ歳から15歳の子供の人数をそれぞれ地区ごとに集計した数値で回答させていただきます。

令和2年度の出生数は27人で、男女の内訳は、男12人、女15人、地区ごとの内訳は、老川地区4人、西畑地区3人、総元地区4人、大多喜地区8人、上瀑地区8人でありました。

次に、子供の人数につきましては、町全体で750人で、地区ごとの内訳は、老川地区56人、西畑地区111人、総元地区144人、大多喜地区284人、上瀑地区155人でありました。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 大変ありがとうございました。調査するのに相当時間を食ったんじゃないかなと思って、感謝申し上げます。

それで、今出生数を聞きました、今年の出生数です。今までで16人、前年度は27人ということです。

私が、記憶の中ですけれども、16人で、12月、1人か2人仮に生まれたとして、過去一番少ないんじゃないかという記憶がございますが、これは記憶の中で結構ですけれども、どのような感じをお持ちですか。

○議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 今年の1月から11月末までは16人で、年度を通してということなんですけれども、年度での数字でちょっとよければありますので、令和2年度は、先ほど言いましたように27人、令和元年度は18人、平成30年度は27人、平成29年度は48人というような数字で、最近一番少なかったのは、令和元年度の18人というのが一番少なく、今後、生まれる人数によって、また少し今年の人数も変わってくるかと思えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 分かりました。

今のあれだと、令和元年度が18人ということで、多分これに匹敵するような数ではなかろうかと思います。非常に厳しい状況であると思います。それをやはり何とか克服しなければならないと思います。

それで、次にいきます。

人口減少により懸念されているのは財政運営です。少子化により税収が減ることは確実です。そこで、大事なのは、町長が常日頃述べている財政基盤の安定と強化です。町長の就任時に比べて、現在の財政状況はどのように改善されたのか伺いたい。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、町長の就任時に比べ財政状況がどのように改善されたかという質問に財政課のほうからお答えさせていただきます。

財政状況の改善の結果としまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定される健全化判断比率では、就任時の平成21年度から令和2年度までの12年間で、実質公債費比率が9.1パーセントから4.6パーセントへ半減いたしました。将来負担比率については75.2パーセントから6.9パーセントと約10分の1以下へと下がるというふうに改善をされております。また、町債、町の借入れになりますけれども、そちらの残額が、就任時の平成21年度には48億5,000万円あったものが令和2年度決算では43億1,000万円と5億円以上の減額となっております。この町債残額の減少に伴いまして、毎年度支払っている公債費、借入金の返済元金と利息の合計ですが、約5億1,000万円から4億6,000万円と、こちらも10パーセントほど減少しております。また、町税については、収納率が、平成21年度は全体で84.9パーセントだったものが令和2年度決算では92.7パーセントと上昇しております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 町長の就任以来、財政が健全化されたという報告でございます。

しかし、今後、ますます少子化に伴ってこの状況は厳しくなってくると思いますけれども、将来にわたり財政健全化が維持されるにはどうしたらいいか、維持されると思っているのか、どのようなことを考えているのか、率直な意見を聞かせてください。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 将来にわたってどうなるのかというか、維持されるのかというご

質問ですけれども、財政の担当としましては、今の健全な状態を長く継続、維持していく、そのような財政運営を心がけていきたいというふうに考えます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） よろしく申し上げます。

ちょっと、おかげさんで就任12年間で大変な健全化がなされた町長におかれましては、度あるごとに健全化、健全化ということで、いの一に言っていたというふうに思っています。このように健全化が行われた秘訣というんですかね、思いというか、今後のことも含めて一言お願いできると。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 財政につきましては、今財政課長のほうからお答えしていただいたと思います。

私は、常々、財政のほうに言っておりましたのは、借金を返す以上に借金をしてはならん、これは一応基本のラインとして考える必要があるということで、それを財政のほうでもしっかりとそれを維持してきていただいたと思います。

それで、まずそれが基本であるということは、時代がどう変化するか分からないわけですよ。ですから、財政の健全化というのは、どんな時代にも対応できるということの中で、まずこれは役場に限らず、事業者もそうなんです、全部これは基本中の基本でございますので、まずそこをしっかりとやっていくということでございます。

それで、財政の健全化をしていくことによって、やっぱり大きなものは、21年度の、いわゆる一般会計の利息支払いが大体9,600万円ぐらいですね。それで、今現在の支払いとしては、大体2,000万円弱なんです。そうすると、年間の一般会計が、支払っていた利息というのが、大体ざっと調べましたら7,300万円、支払い利息はないんですね。ということは、そのお金というのは、利息を払うべきお金をいわゆる事業に使えるという、そういうメリットが非常にありまして、やはりそういう健全化というのは非常に重要であるということでございます。

もちろん、ちょうど今、これから借換えのところも金利が安いということもありまして、時代の情勢に合わせたやり方、ですから、健全財政をしておくことによって、また時代が変わったときに投資もできるということなんです。ですから、財政が悪いと時代が変わったときに投資がいち早くできないという、そういった面もあります。

ですから、水道事業でも同じように、当時、かなり借入金があったんですが、あの当時、

利息も5,760万円ぐらい払っていたんですね。今現在が2,300万円ぐらいで、やはり3,500万円、利息は払わないわけですね。そうすると、それが今度、いわゆる老朽管の改修とか、そういうものに回せるということで、やはり財政の健全化というのは非常に重要でありまして、それは根本議員も事業をやっておられまして分かりますように、やはり健全財政をやっておくということは、どんな時代にも対応できるということで、これは基本であると思っていますので、恐らく財政もこういうことを12年間やってきましたので、これからはしっかりとやっていくと思います。収入に見合った生活をしていくということでいけば十分やっていけると思っております。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

今後とも健全な財政が維持できるように、町長におかれましてはご指導とかいろいろしていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、これも町長が常日頃言っていました、安定した行政運営を行うには、財政上厳しい行政運営を行うには人材の育成が必要不可欠だよということをこれも常日頃言っていたことだと思ひます。少子高齢化に伴ひ社会情勢が変化する中、限られた資源である人をどれだけ伸ばすことができるのか、これが将来の大多喜町の在り方を大きく左右するものだと考へておひます。

町長が就任してこられてから、これまで人材育成には力を入れて取り組んでこられました。これはあらゆる面で見受けられると思ひます。今では、多くの優秀な職員が育ったものと思われまひます。人材育成の必要性についてはどのようにお考へでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまの質問につきまして総務課からお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、安定した行政運営を行うには、人材の育成が必要不可欠なものがございます。少子高齢化の一層の進展、住民ニーズの多様化や環境問題など、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化することが重要であり、そのためには、限られた人数の中で、職員一人一人の資質のより一層の向上を図り、その有している可能性、能力を最大限に引き出していくことが必要でございます。

町としても人材育成基本方針の中で職員に必要とされる能力を定めており、取得すべき代表的な能力である問題解決能力、折衝・説明能力、政策形成能力、管理能力などの能力を備

えた職員を育成したいと考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

それで、ちょっと一つ気になることがあって、人材育成するのに研修というのは非常に大事であると考えています。研修の予算が、このところ大体ほとんど平行線というんですかね。やはり人材を育成するのに、ある程度のお金を使って人材育成を図らなければならないと思っています。今後、人材育成にかかる予算というんですかね、費用を増やしていくべきだと思いますけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして総務課からお答えさせていただきます。

毎年度、研修につきましては、職場内研修、職場外研修という形で、皆様の議決をいただきながら、研修費のほうを計上させていただいているところでございます。当然のように、必要である研修は予算措置をして、必要なものを計上させていただいております。この研修につきましても、方針に基づきまして、最少の経費で最大の効果が挙げられるような研修を心がけているつもりでございます。

職場内研修、要するに、お金につきましても当然かけられればいいんですけれども、必要な研修は毎年計上いただいて、実施している所存でございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今、必要最小限度の費用で最大限に、私ほかの面でいろいろできるかも分からないけれども、やっぱり人にお金をかけるということは非常に大事だと、いろんなところに出かけて研修を受けると本当に身になるものだと思いますので、今後はできるだけ予算を増やしていただければ幸せだと思います。よろしく申し上げます。

それで、町長、おかげさんで優秀な人材が本当にたくさんそろって、本当頼もしい限りなんですけれども、優秀な人材を育てる秘訣というんですか、思いというか、町長の考え方がありましたら教えてください。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まさに今課長も答弁しましたように、研修とか、いろいろ勉強の機会

は重要であると思っています。

ただ、私は就任していからずっと職員に申し上げてきましたのは、スーパースターは要らないと、とにかく一人一人のやはり能力を上げていくことが重要であって、特に役場についてはチームプレーです。ですから、スーパースターは要らないよと。ですから、全体の底上げをしようということの中でずっと進めてきたところでございます。

それで、やはり私が一番力を入れてきたのは、まず一人一人が考える力、これを身につけると。ということは、考えて物事をやりなさいと。だから、前例主義は駄目ですよと。だから、前例のものは学ぶことはあるだろうけれども、それはそれで自分の中でもう一度考えて、自分なりに工夫したような、そういう形の中でやっていきなさいということできっとやってきて、議員の皆さんも職員を見てお分かりだと思いますが、本当に職員の皆さん方も一人一人が考える力を相当身につけてきたところでございます。

そういう中で、やっぱり1つ事例を申しますと、水道の面白浄水場、今回8億かけて改修しました。これも実は、本来ならばコンサルを入れて、それで入札を経て事業者を決めますが、これも実はコンサルを入れないでプロポーザルで、職員が自らそれを管理して、これを仕上げてきたということ、これは、取りも直さず、皆さんが本当に考えて、この8億の事業を設計者なしでこれ仕上げてきたということ。浄水場、見られたと思いますけれども、ああいうふうにしっかりとしたものが出来上がりましたが、それはそれで実践の勉強をしてきたわけですね。それで、そういうぶち当たったときに必ず自分たちで必死になって考える、その考える力、これがまさに生きる力でありまして、これが重要であると思います。

そういう成果として、今、実は、2つほどちょっと事例があるんですが、水道事業の中で、いわゆる漏水調査、いわゆる有収率をどうして上げたかというのは県のほうでも非常に興味がありまして、いろいろ何人か来ていたんですが、何か今年、県のほうも大多喜の漏水調査、このやり方を県のモデル事業にしようということで、県が大多喜モデルでいくということがあります。

もう一つは、税務のほう、いわゆる滞納整理、これは、実は県のほうも滞納徴収を大多喜モデルで少し頑張ろうということで、今一つありまして、大多喜モデルを2つ今あるんです。税の滞納徴収は、我々が無理やり集めるのではなくて、税は納税の義務ということを勉強していただく、要するに、ある意味人材の育成なんですよ、職員以外の。ですから、税を払う義務なんだよということを学んでもらう、そのことによって、1回滞納整理をやった方が、実は今度は自ら払いに来るようになったんですね。だから、全てではありませんけれども、

そういうことで、そういう面から教育というのが出てきていまして、職員が本当に一生懸命考えて成長しているなど、そういうところを私は今の職員であれば間違いのないなというふう

に思っているところでございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

まさに人材は宝であると思っています。本当に町長、残念ながら次は立候補しないということですが、残された優秀な職員の方々がたくさんいらっしゃいますので、多分町長の思いを遂げて一生懸命やってくれるものだと思っております。今後ともよろしくお願

いします。

続きまして、先ほどの出生数の人数で、各地区ごとちょっと非常に少ない人数だということなことを懸念しております。そうすると、将来、大多喜小、西小、それぞれにおいて10年後、複式学級になるおそれもゼロではないかと思っております。もし可能性があるとしたら、その対策についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまのご質問に対し教育課からお答えさせていただきます。

大多喜小、西小が、それぞれにおいて10年後、複式学級になる可能性はというご質問ですが、年度ごとの出生数の状況から推測しますと、西小学校での複式学級の可能性については否定できないと考えております。

複式学級にならない対策はというご質問ですが、小学校における複式学級については、本町だけの問題ではなく、夷隅郡市全体を考えても複式学級となる小学校は今後増加すると思っております。

町としては、複式学級となった場合でもICT技術を活用し、学校間の教室同士をつなげることにより子供同士が学び合うことができる遠隔教育を行うことで、小規模校の利点を生かした教育活動を推進させることが可能であると考えております。

現に、大多喜小学校と西小学校の5年生を対象にした英語授業や町の課題を解決するためのアイデアを発表する大多喜町活性化プロジェクトの提案発表会がオンラインで開催されました。遠隔合同授業として実施しまして、この模様については、新聞や広報等で取り上げさせていただきました。この遠隔授業の取組の実践により、子供たちの多様な考えを遠隔授業で確認し合う協働的な学びにもつなげることが実証され、将来的な遠隔授業の可能性の拡大を強く感じられました。

今後、複式学級が発生する事態となっても少人数学級のよさを生かしながら、子供の力を最大限に引き出す学びの実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 小学校が2つに減ったときに、説明会等で、複式学級になるおそれがあるので、統合して少しでも多くの子供たちの中で教育をさせたほうがいいんじゃないかというような理由が、全部じゃないでしょうけれども、あったように記憶しております。

それで、今回は、複式学級になっても統合しないんだということを決定したというような答弁かと思えますけれども、複式学級になっても統合しないというのはどういった過程を踏まえて決定されたんでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） すみません。今の質問に対して教育課からお答えします。

決定というわけではなく、現段階では、統合というか、そういう複式学級になったとしても統合は考えていないということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 決定はしないんだけど、そういった方向であるということだと思います。

ですから、そういった方向を決めるには、やっぱり当然、一課長さんの判断ではないでしょうから、町全体で教育というのは非常に大事なことだと思っています。先ほどの人材の育成という面でいけば、やっぱり今優秀な皆さんがいらっしゃるんだけど、後輩をどんどん育てていかなくちゃいけない、その中で、やっぱり教育というのは非常に大事であると考えています。

ですから、私は統合ともしないで、複式学級になろうとも少人数で立派な教育を受けさせていただくことが非常に大事だと思っています。統合しろと私は全然言っていないのでね。

ですから、その辺で、ただ、可能性はあるけれども、今のところ統合しない方向でいこうかななんて、何かその程度のニュアンスなんでしょうかね、それとも、もう統合はしないんだというようなことなのか、その辺をちょっとはっきりさせてください。

○議長（麻生 勇君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 今、統合云々という言葉が出てきていますけれども、これまで何校か統合させていただいた中では、その当時としては、これまでにICT機器、遠隔教育シス

テムが発達するとは当然想定できなかった部分があります。

そして、今回、ちょうど大多喜小の職員が1年間、県のお金で研修をさせていただくと、そういった中で、その遠隔教育システムを導入し、そして西小と大多喜小、これが、例えば、今回は英語と、それから総合的な学習ですけれども、将来的には、道徳とか、いろんな多様性のある考え方を互いにぶつけ合うときに活用できるのかなと。とにかく今現在、やはり目覚ましいICT機器の発達を生かして、それこそ現代的な言葉で言うならば、持続可能な小規模校での学校教育、これを維持するのが、今現在、私は大切であると思っております。

いずれ、将来的に、例えば複式学級、これが発生する、あるいは学年で1学級なのかどうか分かりませんが、そうしたときでも地域の要望とか強い願いがあれば、またそれは考えなきゃいけないんでしょうが、それがなければ、今現在は、とにかく西小のよさを生かして、それをやはり持続可能に持っていくのが私の仕事だと思っております。

決定云々というよりも、やはり子供たちの少人数になってもその可能性が維持できるのであれば、その少人数教育の学校を生かすのが教育者としての務めであるかなと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 確認です。

最終決定していないけれども、今の段階では、複式学級になって少人数になっても統合しない方向で進んでいるということよろしいですか。

○議長（麻生 勇君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） ですので、先ほど来、やはり西小学校のよさを生かしながらも子供たちの生きる力の育成に向けて遠隔教育システムの資質というか、資質向上を目指すのが一番今現在求められていることだと私は認識しております。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございました。

今のところ複式学級になっても統合しない方向で一生懸命努力するんだということで、認識させていただきます。

続きまして、やはり人口対策、先ほど教育というのも非常に大事であると言いましたけれども、それで、ちょっとこれ答弁要らないんですけれども、私がいろいろ歩いたりなんか聞いているところによると、移住者の方々も一番最初に移住したときに不安に思うことが、今

まで都会とか大勢の人数にいたときに、果たしてこういった過疎地に来て、十分な教育が受けられるのかというようなことを非常に心配している、いの一番にやっぱり子供のことを心配しているということを実感として思っています。

それで、あとまた、現在住んでいる方も、申し訳ないけれども、大多喜町にいて十分な教育が受けられるのかと、教育にちょっと不安があるから、ほかに千葉とか市原とか、あっちに行って教育を受けさせたい方も少なからずいらっしゃるんじゃないかと思っているものですから、その辺で、早めに教育に対するしっかりした考え方を持って運営していただければ、それで内外にアピールしていただけると、私はどういった教育方針がいいかというのはちょっとよく分かりませんが、専門家の方に任せるしかないんだけど、早く発信してあげて、さっき言ったように、ITを使ってやっていくんだということであれば、それも早く発表して、それで、こういったことで大多喜町は取り組んでいるんだから教育上安心ですよという、そういったことを提示していただければという思いで言ったので、やり方は私よく分かりませんが、ただ、早くそういった方針を決めていただければうれしいかなと思っています。これ答弁はいいです。すみません。

続きまして、人口対策については、やはり土地政策だと思っているんです。人口対策は土地政策であると。若い新婚の夫婦の方は、申し訳ないけれども、中古住宅とか古民家とかにはほとんど住みません。これは統計上も出ています。若い方々は新築一戸建てがもう9割以上なんですね。それと、若者の多くはやっぱり新築一戸建てが建てられる土地を望んでいるものだと私強く認識しております。

総合計画の中で、民間事業者と協力し住宅用分譲地を確保するとはっきり明記されています。行政の皆さんが住宅政策をやるというのは、申し訳ないけれども、ノウハウもありませんしね。やはりある程度民間業者とタイアップしながらやっていくしかない。行政は行政のいいところ、民間業者は民間業者のいいところ、あと当然、土地所有者、地域の方々にはこれに大いにやっぱり賛同してもらってやっていかなくちゃいけない、これは喫緊の課題で、総合計画の中に、民間事業者と力を合わせてやるよというのは非常に素晴らしいことだと思っています。

では、この政策がどのくらい現在進んでいるのか、また、若者の意見をやっぱりそのときに大いに取り入れるべきだと思いますけれども、今現在、この政策はどの程度、こういった形で進んでいますか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 建設課のほうからお答えをさせていただきます。

後期基本計画、住宅・宅地に関する施策の中で、住環境拡充の推進の項目についてのご質問のことと思います。ここで、「民間事業者が実施する分譲地について、事業者との協働による整備を講ずることにより町内の住宅地の確保に取り組みます」というふうに記載をされております。ここでいう協働、「働く」のほうですね、とは、事業者と行政がそれぞれの役割を自覚して1つの目的に向かい協力して物事を成し遂げることと私は考えております。

具体的な例としては、分譲地等を隣接する町道や排水路の整備に関する協力や一定の基準を満たしている分譲地内の道路について、町が事業者から寄附を受けて所有し、安定した維持管理をすることが挙げられます。この分譲地内の道路の寄附につきましては、定住化の促進及び人口の流出の抑制を図ることを目的に、令和2年11月に、大多喜町分譲地内道路の寄附採納要綱を制定させていただきました。このことにより、分譲地を購入する方へ安心感を与えることにより購入しやすくなり、定住化が図れるものと考えております。

次に、若者の意見を取り入れた住宅政策を行うべきとのことですが、定住化政策は、子育て世帯を含めた若い方の意見は大変重要であり、また、そのような意見を取り入れなければ販売は難しいものと思います。このようなことから、町で住宅地を造成、販売する際には、若者、特に子育て世帯が購入しやすいよう配慮をしております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 本当に素晴らしいことで、民間事業者、土地所有者の方と行政がタッグを組んでやっていただけると本当にうれしい限りです。

ただ、これが今どの程度、形的に、具体的にどこかもう進んでいるのか、今後どのような形で進めていくのか、そういった方針を、まず町が積極的にある程度動かないといけないんじゃないかと思っています。その辺で具体的な案というんですか、政策、今のところ何も無いんだよということじゃいけないんじゃないかなと思っていますので、何か具体的な政策を早く立案して、実行に移すべきだと思いますけれども、その辺はどのようになっていますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 根本議員さんのおっしゃっている協力というのは、多分、町が土地を購入して事業者に造成をして販売していただいてというようなふうに私は捉えさせていただいているんですけども、町が土地の所有者に交渉してある一定の事業者の方がそこを

造成するというまでは、ちょっとまだ町のほうはなかなか難しいのかなと。

ここでいうことについては、事業者の方がある一定の地域で分譲を計画して何区画かやる
ときに町にご相談に来ることがあろうかと思います。そういうときに、多分町道の脇の
ところを購入されて開発、また分譲するかと思いますけれども、そういう相談の中で、先ほど申
しました分譲地内の道路についてある一定の基準を私どもは設けておりますので、そういう
中で、私どもが、町が寄附を受けられる、そういうことによって、その土地が最終的に町の
管理となり、購入された隣接の方に安心感を与えて購入がしやすくなり、また若い方が住め
るような、そういうふうな考えで現在のところ進んでいきたいというふうに考えております。
以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 先ほど今の答弁の中で、私は町が買えなんてことは一切考えていませ
ん。とにかく、どっちにしてタッグを組んで、具体的な内容は、要は、協力体制ですから、
どこまでやるかといったら事業者の方、土地所有の方と話し合えばいいことで、だから、早
めにそういった計画を立てて実行してもらいたいと。

先ほど言いましたように、子供の数が圧倒的にどんどん少なくなってきているわけですか
ら、仮に来年結婚すると予定している人がいて、じゃ、どうするんだと、建物、大多喜にな
ければ出ていっちゃうんですよ。そのためには、やっぱり一刻も早く、実際、造成工事が終
わるのは何年かかるか分からないけれども、町としてはこういったところを予定しているよ
と、事業者とね。そういったことを具体的に計画して進めてもらいたいと、そういったこと
で言っているんだと。私は町が買えとか、そういったことは一切言っていないので。だか
ら、要は具体的に早く進めてくださいということを言っているんです。いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 町が買う云々は別として、要は、ある一定の事業者と町が一緒に
開発をするという話だと思います。

ただ、今の現状の中では、なかなかそういうことは、ある一つの事業者の方ですね、そう
いう方との協働によるものというのは、現在の制度の中ではなかなか難しいのかなというふ
うに考えております。

なので、先ほど申したように、事業者の方がそこに住宅地を整備することについて、町が
どのような形で関わって、事業者の方、また購入される方に安心して住んでいただけるか
というふうなことで町は協力していきたいというふうに現在のところは考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） これ答弁はいいんですけども、私が考えているのは、町が、今一事業者にやると、別に一事業者に限定する必要ないと思いますよ。ここの地区をこういった形で宅地造成する計画があると、土地所有者の方もある程度了解を得ていますと、町としてはこういった住宅、こういった分譲地を造ってもらいたいということを提案して、それに合致する業者とやればいいんであって、何も先に特定の業者と何かを進めるということは、それはまずいと思いますよ。町がある程度の形をつくってあげて、町はこういった宅地造成、分譲地をやりたいんだと、ついては賛同してくれる事業者さんありませんかと、町とそういったところが一致してやれるのであれば、そことやればいいわけであって、一事業者に絞れとかということではないと思っていますので、これは答弁はいいです。すみません。

次、いきます。すみません。

続きまして、大多喜高校の活性化と著しい出生数の減少が進んでいる状況について、先ほど言いましたように、長期にわたり子供の数が夷隅郡では進んでいます。それで、9月14日の千葉日報の1面に、やっぱりこれさっきも言いましたけれどもね、夷隅郡の中学生が極端に27パーセントぐらい減るよと公表されました。今までこれ千葉日報の1面にこういったことを書かれたことはないと思っています。続いて、11月17日には、高校の統合ということで、もう堂々とはっきり、これ次期計画書の原案というのが書かれていますけれども、10校というものの統合を見込んでいるんだということはもう堂々と発表されているんですね。

この辺で、少子化に伴って、先ほど言ったように、教育というのは非常に大事ですから、教育、小・中・高、大学と、やっぱり一貫していないといけないと思っていますのでね。その辺について質問させていただきます。

ご存じのように、今年度で、県立高校改革推進プランですかね、計画が終わります。来年度から10か年の計画が始まります。前期5年、後期5年です。その計画が、今懇談会が開かれていまして、この間、出席させていただきました。

その中で、やはり私もびっくりした、さっき言いましたように、10校程度の統合を見込んでいるよと、具体的な数字が出ているということ、あともう一つ、普通科を5校ほど総合学科にするよということも明記されています。これまだ原案を示された段階で承認はされていませんけれども、ほとんどこのとおりにくじやなかろうかと思っています。そうすると、やはり大変厳しい状況になってくるのかなと思っています。

大多喜高校でも教育の内容の充実を図るとともに、生徒自ら学ぶ高校と地域の置かれている厳しい状況を認識するため地域との連携に力を注いでいます。大多喜町も高校の活性化に向けて様々な政策を打ち出して努力しているところだと思います。

その件で伺いたいと思います。この発表された新聞記事、大きく取り上げられました。このことについてはどのような感想をお持ちでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまのご質問に対し教育課からお答えさせていただきます。

新聞記事につきましては、県教育委員会が今年度策定する予定となっている次期県立高校改革推進プランに関わる今後の取組について、県教育委員会が報道発表したものと理解しております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 先ほど言いましたように、今まで私が記憶している中では、千葉日報の1面に事あるごとに高校統合のことが書かれるというのは初めてのことです。今までちょっと片隅のほうに小さく書かれていることはありました。でも、堂々とこういうふうに大きく1面に書かれているということは、やっぱり県もある程度本腰を入れてやるんだなということ強く認識しています。

それで、今後の予定とすると、先ほど言いましたように、今年度中に原案、これはそのとおり確定されるでしょう。4月以降、多分前期5年間のいろいろな面で適正配置とか、統合だけではありませんけれども、高校の魅力化について様々なことが決定されて、粛々と進んでいくものと思われま。そのスケジュールも発表されています。

ですから、本当に本腰を入れて、この高校のことについて一生懸命頑張っていってほしいんですけども、實際上現実的な問題になってきているんだな。10組程度の統合と堂々と数字が出ているということは、内部のほうでは、当然、ある程度の目安みたいのがなければ、これは出てこないと思っています。勝浦高校、岬高校についても突然発表されて、発表されたら本当にもう粛々と、幾ら反対しても幾ら何を言っても進んでいくという状況だと思います。このプランの中に10組程度の統合を見込んでいるという記述があります。この件についてはどのような感想をお持ちでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問に教育課からお答えさせていただきます。

県から公表されています次期県立高校改革推進プラン、これは計画原案なんですけれども、その中に、県立高校の適正規模・適正配置の項目の中で、「中学校卒業生数が減少する中、活力ある教育活動を維持するため、適正規模・適正配置の観点から、10組程度の統合を見込んでいますが、学校の適正な配置に当たっては、地域における学校の在り方などについて、生徒や保護者のニーズを踏まえるとともに、地域協議会などを設け、地域関係者からの意見も伺いながら、検討を進めます」というふうに書いてあります。

この10組という表記につきましては、今後において中学校の卒業生数が減少するという状況の中で、計画を策定するに当たりまして県が指標として掲げた数字だと思っておりまして、特にこだわるものではないというふうに考えております。しかし、県への働きかけは必要だと感じています。

町では、次期県立高校改革推進プラン及び実施プログラムを策定するに当たりまして、唯一、地域の意見が反映できる地域協議会が9月28日に開催されました。そこで、大多喜高校の取組や地域における学校の在り方などについて意見を述べさせていただきました。

今後も大多喜町の取組などについて、機会がありましたら積極的にアピールしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 本当に一生懸命やっていたということは重々分かっているんですけども、万が一のことがあると本当に大変なことになっちゃうなということで非常に危惧しているところです。

それで、私、大多喜高校の件は、本当に何回となく質問させていただきました。その際、町長も大多喜高校は非常に大切なので何としても残すんだと、力強い答弁があったものだと思います。今もその気持ちは変わらないでしょうか。

（「ちょっと補足させていただきます」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） すみません。

大多喜高校ね、常々議員、心配なされていることは本当にありがたく思っております。

なお、先ほど課長も答弁させていただきましたけれども、補足として、次期県立高校改革推進プラン策定に向けて、もう私、それから前大多喜高校の校長、この2人連携して、3年前から、それぞれ文部科学省が推進する地域との協働による高等学校教育改革推進事業への

今後に対して、町として全力で支援に努めてまいりました。この活動についても本庁のほうに事あるごとにお話しさせていただいております。

その結果として、文部科学省からは、本当にコロナがなければこの事業にもう去年あたり入れたのかなと思う段階まで来ている、すなわち事業に採択されなかったんですが、その取組に対してアソシエイトと、いわゆる次点ですね。全国の四十何校かの1つに、もう少しだから頑張れと、そういう評価をもらっているところです。

このことについては、今ちょうど私も千葉県町村教育長協議会の会長を務めさせてもらっている関係で、3年前から事あるごとに、会議が県本庁のほうでありますので、その都度、関係各課に、例えば教育政策課高校改革推進室、それから昔でいうと指導課、これは教職員課、そういったところに、事あるごとに、大多喜高校を核にして町を挙げての地縁に基づくこの活動についてアピールしてまいりました。

その結果、県担当課や学習指導課からは、文科省のアソシエイトをもらえるということは、非常にこれは評価が高いと、町を挙げての、それから今取り組んでいるコンソーシアムの取組、これについては非常に高く評価していると、地域になくはない高校であると、そういう認識で3年前からも活動しております。

そして、今現在も現校長ともに、事あるごとに、本庁のほうに会議がありますので出向きまして、本庁の幹部のほうにも常々このコンソーシアム、それから文科省が進めております、令和4年度春から高校普通科の再編ということで新聞記事にも、読売にも出ておりましたけれども、その中、全国の高校普通科の再編ということで、1つは、いわゆる文系・理系などの枠組みを超えた学際融合学科、これは仮称ですけれども、さらにもう一つ、地域社会の課題解決を目指す地域探求学科、これも仮称ですが、に向け取り組もうとしている内容に、まさに大多喜高校の取組がぴったりなんだと。そういったことで、それこそ県立大多喜高校のこの取組こそ少子高齢化などの地域社会の課題解決を探るにふさわしい特色ある学校づくり、これを推進している学校であると、これは本庁のほうにもお話しさせていただいて、本庁も非常に高く評価していると、県の幹部も非常に高く評価をしている実情がございます。

さらに、大多喜高校の地域探求の取組ということが県教育委員会の計画策定の方針でもある社会の変化に対応し活力があり、生徒それぞれの豊かな学びを支え、地域のニーズに応える魅力ある県立学校を目指すそのものの活動であると、この取組に対する県教育委員会から高い評価は、先ほどから言わせていただいておりますけれども、この取組については高い評価を得ており、11月にコンソーシアムの会議をやりまして、県教育委員会の東上総教育事務

所の夷隅分室長、この方も参加していただくと、非常に県も積極的な取組で、今大多喜高校の活動を注視していると、そういう意味で、私はまさに千葉県における地域探求モデル校だと、これは常々県本庁のほうにもお話しさせていただいております。そこら辺は強くご理解いただければと思います。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。力強い答弁ありがとうございます。町長ひと言。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大多喜高校を守ろうというのは変わりませんし、それから、次の方がどうなるか分かりませんが、それにしてもこの考え方は、大多喜町の町民としては重要で絶対守らなければいけないと思っています。

ちょっと一つだけお話するのは、今さっきも発表したら必ず動くという話だったんですけども、実は、前の統合のとき、岬と勝浦が統合されちゃいましたよね。あのときに、実はうちのほうの石井教育長が、実は1年間の会議の中で、大多喜高校を物すごくアピールしていました。勝浦と、あれは全然アピールしてなかったんです。その結果、いきなり発表したように見えますけれども、1年前から実はうちのほうは石井教育長が努力したということ報告しておきます。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 教育課長をはじめ、教育長、町長から力強い答弁いただいて、本当に私も一生懸命協力して何とかできればなと強い思いであります。よろしくお願いします。

多少ちょっと時間あると思いますので、あと、町長が今回で残念ながら退任されるということで、その件でちょっと触れさせていただいて、本当に、町長12年間、特にワクチン接種、これは内外で大多喜町の評判はすばらしく、本当にこれも町長のおかげだなということで強く認識しています。あと、給食費の無料化とか、あと、夷隅合同庁舎の新設もおかげさんで、町長の先見の明があって、あそこに土地を購入して建てられたということ、あと、様々な事柄、さっき言った財政再建、人材育成もそうです、本当にありがたく思っています。

ただ、12年間、いいことばかりではなく、つらいことも苦しいこともあったかと思えます。それも含めて、今まで行ってきた政策について何か思い出話じゃないですけども、何か言っていたけるとうれしかなと思います。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私、12年間、本当に町民の皆さん方、また議員の皆さん方にもいろいろ意見もいただきながら、また私も進めさせていただきまして、何とか12年間、まだもうちょっとありますけれども、終えることかなと思っています。

ただ、私は、12年間やってきましたことは、やはり本当に町長というものは、まず家庭のことは一切考えられないなど。本当にもう家庭を捨てて、本当に町に取り組んできたということだけは事実なんです。ですから、正直、12年、家族には申し訳ないと、そういう思いでございます。

ただ、それも一念としては、やっぱり大多喜町の住民福祉の増進、町の発展のために皆さんとともに全力で尽くすということ、これは、恐らく立場が皆同じようになればみんなそうしたと思いますけれども、やはり町を何とかしようという、町を愛するがゆえだと思いますけれども、これは町民の皆さんも私もみんな一緒でございます。ですから、そういう中で全力でやってきたということ、このことだけはお話しておきたいと思います。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 町長におかれましては、決して若いとは言えないと思いますので、くれぐれも体には十分気をつけてやっていただければと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で、根本年生君の一般質問を終了します。

ここで、2時10分までしばらく休憩したいと思います。よろしくお願いします。

（午後 1時59分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

◇ 渡 辺 八 寿 雄 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、渡辺八寿雄君の一般質問を行います。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 8番渡辺八寿雄です。12月会議におきまして、一般質問させていただく機会いただきました。感謝を申し上げます。

私は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い影響を受けている農家の経営所得安定に伴う支援策についてお伺いしたいと存じます。

新型コロナウイルスの流行は、ここに来て大分落ち着いてはきているものの、また新しい株の発見とかでまた大変でありますけれども、特に、第4波、第5波、恐らくその前からの影響もあるものと思いますけれども、各業界、各業種ともにおいて大きな痛手を被っております。中でも飲食業界や旅行業界などは、かなりの悲鳴を上げていることは周知のとおりであります。しかしながら、悲鳴を上げているのは、飲食業界や旅行業界だけではなく、農家にとっても同じことであります。

今年の生産者米価、昨年と比べて約3割の値下げをしました。この背景には、外食需要などが落ち込み、加えて、備蓄米が増加していることなどが要因とされております。

飲食業界や企業は、新型コロナウイルス感染拡大対策として一定の割合の収入減に対する救済措置や雇用に対する調整支援など、様々な支援策が行われておりますけれども、農業収入減に対しましては目立った救援支援がありません。私が承知していないだけかも知れません。

そこで、お伺いいたしますが、新型コロナ感染症対策、経済対策として、米価下落に対する救援支援策はあるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に農林課からお答えさせていただきます。

米の価格につきましては、人口の減少や高齢化、食生活の多様化などの影響で需要が年々減少し、価格が徐々に下落傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外食産業での米の消費が激減したことにより、さらに米の需要が減り在庫が増えたことなどから、米の価格が下落したものと認識しております。このような状況であることから、県等の関係機関に支援等について確認をしておりますが、現在のところ、支援策は確認できていない状況でございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 米価下落に対するコロナ支援はないということであります。農業は、全国的な問題でもあり、そういった農家が苦しんでいる中で、コロナの影響が大であります。そういう中で、支援策がないというのは非常に寂しいところでもあります。

今年の生産者米価、1俵60キログラム当たりの買取り価格は、昨年よりも4,000円安い

9,000円で、先ほど申し上げましたように、約3割の値下げとなりました。一方、農業機械や肥料などは年々値上がっておりまして、農家は負担を強いられております。米を作れば作るほど農家は赤字で苦しくなるばかりと、そういう声も聞かれるところでもあります。

米価下落に対するコロナ対策はないというご説明でありますけれども、これとは別に、農業収入の減収対策について町で掌握している制度について何かあるのか、あるとすれば、その支援策について農家世帯にご説明していただきたいと思っておりますけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 農業収入の減収対策についてということですが、農業収入の減収対策につきましては、平成31年1月から、保険責任の一部を政府に転嫁する政府再保険が措置され、不測時には政府再保険が発動し、農業者に対して確実に共済金が支払われる収入保険が創設され、農業者の経営努力では避けられない自然災害や農産物の価格の低下などで売上げが減少した場合に、その減少分の最大9割が補償される制度があります。

これは、全国農業共済連合会及び最寄りの農業共済組合にて加入することができ、年間の収入に応じて保険料が決まるもので、年間100万円の農業収入がある方の保険料は1万数千円程度からとなっているということで、金額的には比較的加入しやすいものと考えますが、一方で、青色申告を行い経営管理を適正に行っている農業者を対象としているとの制限があるため、全ての方が加入できるものではありません。

今後、この収入保険制度をはじめ、新たな農業収入の減収対策について町が情報を得た際は、広報等を活用し、生産者に広く紹介をしていきたいと考えております。

以上です。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 農業の救援策、いろいろ機関紙とかで入ってくるんですけども、なかなか読んでも理解できない部分があります。そういう中で、農林業振興、一つの業務もあります。そういう中で、なるべく農家の味方になって、分かりやすい内容で、ひとつそういう紹介をしていただければと思っております。

現在、本町での農業経営は、後継者不足や高齢者による農業従事者が多い中、この先10年たったらどうなるだろうかと危惧されている方も多いと思われまます。今ある機械が壊れたらどうしよう、とても買換えはできない、米の値段が下がり続ければこれ以上農業は続けられ

ないと嘆いている方もいるのではないかと思います。

町の基幹産業は、農業、林業、商業であると多方面にPRしております。その中でも農業政策、特に今回のような米価下落に対する経済支援策がないということにつきましては、一抹以上の不安を抱かざるを得ません。基幹産業は農業であることを維持し続けるために、関係機関に働きかけ、農業従事者に働く意欲を与えていただきたいと思います。

まずは、現在、本町で農業に従事している生産農家世帯数、それから平均年齢について、お分かりでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 町内の農家世帯数と農業従事者の平均年齢ということでご質問がございましたが、農家世帯数というものは把握しておりませんが、総農家数ということでご回答をさせていただきます。

2020年の農業センサスによりますと、総農家数は577戸、うち自給的農家は232戸、販売農家が345戸となっており、農業従事者の平均年齢は69.94歳となっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。現在の農業従事者平均年齢は69.94ということであります。この先、基幹産業が農業であり続けるため、非常に生産者の年齢、危惧されるところでありますけれども、これを踏まえた中で、将来を見据えた基幹産業が農業であるということ、これを見据えた制度設計についてお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に対しまして農林課からお答えさせていただきます。

大多喜町は、県内の町村で最も広い129.87平方キロメートルの面積を有し、うち16.15平方キロメートルが農地となっております。農地は、町内各地に分散して存在し、地域ごとに地形や地質などに特徴を有しており、地域の特徴を最大限に生かした農業経営が求められると考えております。

そこで、昨年度より新たな人・農地プランの策定を進めております。新たな人・農地プランにつきましては、9月議会にて山口議員の一般質問にてお答えさせていただいておりますが、集落ごとに地域の方々の話し合いをしていただき、その地域の実態に即したプランを作成

していただくことを想定しており、その中で、その地域の状態をよく把握している方に地域の中核となっただき、地域の中心経営体として農地を集積して耕作していただくのが理想と考えております。しかしながら、全ての地区において人・農地プランを一度に作成するのは困難なため、順次進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ただいま説明いただきました人・農地プラン、これは、いわゆる計画が出来上がる年度、こちらの計画というのはお持ちなんでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 大多喜町は、先ほど申しましたように、面積が広い上、農地が点在しておりますので、その地区ごとに話合いを行っていただくこととなりますので、現在のところ、具体的な全体の完成年度というの是不透明な状況になっております。

（「分かりました」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 米の収入減対策、これにつきましては、新聞の一般紙、あるいは農業新聞等において、コロナ対策以外の制度の紹介は目にするところでありまして、なかなか身近に感じることができません。

先ほど農林課長から減収対策についての説明がありました。繰り返させていただきますけれども、農家の収入保険、この保険は自然災害や市場価格の下落による農家の収入減少を一部補填するのが目的であるとされております。農家の経営努力だけでは避けられない、そのリスクをカバーする制度として2019年の1月に始まった制度のようであります。ただし、加入するには農業所得を青色申告で納税手続をする必要があるとのことで、一段ハードルが高そうであります。

また一方、田畑の作物の収入減少影響緩和交付金、これはナラシ対策と呼ばれているものでありますけれども、当該年の米等の農作物が過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填する制度がありますけれども、これには認定農業者であることや集落農家といった縛りがありまして、個人農家としては、これまたハードルが高い制度でもあります。

農家の収入保険、これはナラシ対策との併用はできないということでもあります。どうも個人農家、小規模農家を救う手だてが見えない、こういうのが実態としてあるわけでありま

す。

また、収入の安定を図る中で、飼料作物を国や県は奨励しております。しかし、これには、設備が整っていないければ栽培はなかなか無理のようであります。

千葉県議会におきましても自民党議員が、今後どのように主食用米から飼料用米へ転換を進めていくのかとの質問をいたしました。これに対し、副知事は、安心して飼料用米等の生産ができるように国に要望するとともに、関係機関と連携して飼料用米の生産拡大に努めていくと答弁されておりますけれども、先ほども申し上げましたように、生産者側は新たな設備投資や慣れない作物栽培に対する不安もあります。

飼料用米の普及について、町はどのようなお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 飼料用米の拡大ということでよろしいのでしょうか。

飼料用米には、大きく分けて2種類ですかね、の方法があります。1つは多収品種、これは一般の食用米とは違う飼料用米専用の品種になります。それから、もう一点につきましては、主食用の品種を飼料用米として栽培する、この2つの方法がございます。

先に申しました多収品種につきましては、主食用品種とはちょっと違うものですから混合ができないものでございますが、この2番目の主食用品種というものは、一般の主食用の、千葉県でいいますと、ふさおとめ、ふさこがね、コシヒカリ等が一般の主食用米と兼用で飼料用米として栽培をすることが可能となっております。これにつきましては、一般の米を作るのと同じに作っていただいて、出荷のときは選別をしないということで、そのまま飼料用米として出荷をしていただくことが可能となっております。

ただし、これにつきましては、今、実際にライスセンター等に持ち込まれている方は、目減りがされることとなります。ライスセンターというのは選別をしてしまいますので、目減りがしますので、ライスセンターに持っていくとメリットがなくなってしまいますので、自家用の乾燥機やもみすり機を持っている方しかできないということになります。

ですから、この点で多少のデメリットはあるかと思いますが、こちらの主食用品種の栽培は、自家用の機械を持っている方であれば可能と思われるので、これから、そういう方に関しては飼料用米の生産のほうを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 先ほど私が飼料用作物を栽培するには設備投資が必要だというのは、

まさに今ライスセンターを利用されていた方が飼料用作物を栽培しようといったときに、それなりの設備がないとできないというのがそういうことであります。また、設備をした農家が、令和3年産米がこのように3割も下落してしまうと、投資をただけ回収も不可能であるということで嘆いている農家もいらっしゃいます。

そういう中でありますけれども、新聞紙上では、いすみ市が、収入が減少した農業者へ最大30万円を給付する独自支援を行うために、11月の定例議会に1億4,700万円を計上し、これが可決されたようであります。財源は財政調整基金、一般財源であります。この支援策の背景には、米価の大幅な下落や農作物の生育不良があるということであります。

農作物は米だけではありませんが、農林水産省が発表した今年産米の出荷具合を示す作況指数、千葉県は101で平年並みだと発表されました。この数字は9月25日時点のものであります。農作物の不良もその一因かもしれませんが、米の大幅な下落に対する救済措置をいすみ市では考えている、この内容を見ますと、農業収入が前年と比較し15パーセント以上減少した生産者を対象に、減収額の30パーセント、最大で30万円を支給するというものであります。農家にもコロナ対策として救済する考えをお示ししている、結構なことだと思うわけがあります。

例えば、私が考えるに、米価下落特別資金、農協に働きかけて、希望する農家に対してはこういう資金制度がありますよ、その代わり利子は町で持つと、そういった制度も考えられるわけではないかと思っております。

大多喜町といたしまして、米価下落に対する特別給付、支援策について何か策を講じるお考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 米価の下落に対して町のほうで支援策はあるかということでございますが、まず、米の市場価格の下落ということでございますが、米価についていすみ農業協同組合に確認をさせていただきました。

議員、先ほど60キロ当たり1万3,000円ということでありましたが、これは売却先によって多少単価が変わってくるものと思いますが、いすみ農業協同組合に確認をさせていただきました。いすみ農業協同組合におきましては、令和2年産の買取り価格は、60キロ当たり1万2,500円だったのに対し、令和3年産は、11月15日現在で9,000円となっております。令和3年産は2年産と比較して、60キロ当たり3,500円の下落となっているとのことでございます。

そのような中で、生産者の方におかれましては厳しい状況であることは認識しておりますが、現在のところ、町独自の支援策を講じる予定はございませんのでご了承をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 実際に、農家の皆さん、嘆いている、この事実だけのご理解、ご認識をしていただきたいと思っております。

最近の新聞報道を見ますと、国は、将来の農業の担い手となる49歳以下の新規就農者を育成する支援策を刷新するようであります。農業者が減少する中、就農者の経営の安定化や長期定着を後押しする狙いであるというものであります。新規就農者の安定対策ももちろん大事でありますけれども、現在従事している農業者対策も必要ではないかと思っております。

今後の町の取組を大いに期待いたしまして、まだ十分時間ありますけれども、残しながら、一般質問を終わらせていただきます。

なお、飯島町長さんには、3期12年間、大変お疲れさまでございました。私、議員は1年足らずで町長とお別れになってしまうわけでありまして、職員としては丸々12年大変お世話になりました、本当にありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で、渡辺八寿雄の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですけれども、ここでしばらく休憩したいと思います。

なお、2時45分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

（午後 2時36分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時46分）

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、11番吉野一男君の一般質問を行います。

11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 11番吉野一男でございます。通告に従いまして、議長のお許しをい

いただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

第1点目は、旧総元小学校の跡地利用状況について、第2点目は、災害ごみ仮置場の設置について、第3点目は、河川の流竹木の処理について、第4点目は、町長の政治姿勢等について、4点についてお伺いいたします。

まず、最初に、旧総元小学校の跡地利用状況についてをお伺いします。

令和3年3月25日の全員協議会で、旧総元小学校活用計画について、株式会社JPFが事業主体となり、令和3年4月から10年間、年間賃貸料で169万3,000円で土地建物賃貸借契約を締結いたしました。

そこで、現在の利用状況について、以下のことについてお伺いいたします。

初めに、利用、入居することが決まった事業者がいるのか、もし決まった事業者があるならばどのような事業者なのか、また、事業者が決まったら町に報告があるのかをお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、吉野議員の一般質問に財政課からお答えさせていただきます。

旧総元小学校の活用の入居事業者についてですが、入居する事業者については町へ報告することとなっており、現在1者の入居が決まり、ほかにも複数の希望業者との協議、調整が進んでいるところでございます。

この1者は、契約先の株式会社JPFの関連会社で、大多喜町で農地の有効活用や新たな雇用創出を目指し事業活動を進めると報告をいただいております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） どうもありがとうございます。

1者の入居が決まり、大変ありがたく思っております。それ以外にも事業者と協議が進んでいるということは了解いたしました。また、入居する事業者については、町へ報告があるということで安心をいたしましたところでございます。入居する事業者が決まったら地域へのお知らせなど、速やかにお知らせくださるようお願いをいたします。

旧総元小学校は、地域にとって大切な思い入れがありますので、町も地域との調整や指導、活用についてアドバイス等をするなど、事業者と連携して有効に活用されるようお願いしたいと考えます。

次に、貸出しの範囲についてでお伺いします。

体育館については、貸出対象外で、今までどおり体育施設として町民などが利用できる
聞いておりますが、その利用者の駐車場はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 貸出範囲は、体育館を除く旧総元小学校の施設全部と敷地につい
ては校門から体育館前を除く学校敷地が貸出範囲となっております。

体育館を利用する際の駐車場は、特にラインを引くなど分けはしておりませんが、舗装
のしてあるエリアで、校門から体育館の前と体育館の裏側、それと校舎沿いにある駐車ス
ペースを除いて利用できるようになっております。

なお、体育館利用者へは駐車可能な場所について説明をし、利用していただいているとこ
ろでございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

体育館周辺は貸出範囲に含まれないこと、また体育館利用者は若干制限があるものの車が
止められるのはよかったですと思います。利用者のほとんどは車でいきますので、車を止める場
所がないと非常に不便ですので、引き続き利用者の利便性に配慮していただきたいと思いま
す。

次に、旧総元小学校の玄関前に小学校のシンボリックなアカマツがあり、管理されておしま
した。このアカマツについては管理はどのようになっているかをお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 校舎の玄関前のアカマツは、地域の皆さんにとって大切なもので
あると認識しております。

校舎や校庭及び駐車場などを含めた敷地については事業者が管理整備していますが、アカ
マツについては、現段階では町で引き続き管理を続けていく予定となっております。

ただ、今後、アカマツの状況の変化、状態の変化も考えられますので、最適な方法等によ
って管理をしたいというふうには考えております。

昨年度までは、地域の専門業者の方をお願いしてお手入れなどをしていましたが、その業
者の方がお亡くなりになりましたので、今年度は別の事業者に依頼をして、枯らすことがな
いよう適正に手入れをしていく予定でございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

アカマツの管理についてなんですけれども、この関係につきましては、大正6年6月、部田区の山から樹齡10年ぐらいのものを高さ50センチぐらいのアカマツを児童が掘ってきました、記念樹として植樹、昭和28年8月に定植をいたしました。平成2年6月に整備委員会で現在の校舎の玄関前に移植し、戦前・戦後、風雨や風雪に耐えて生命力を持って生き抜いてきた立派な名木であります。

旧総元小学校のシンボルとして永遠に残すべきと平成27年6月の議会一般質問を行ったときに申し上げました。その結果、アカマツの管理については、實際的に、皆さんの協力を得てこういう形で町のほうで継続して町の管理ということでもありますので、ぜひともそれについては、枯らさないような形、私もシンボルとして残す、永遠にということをお願ひしておりますので、できればそういう形で、これ何と申しても生き物ですので、これは實際あるんですけども、それについてもやっぱり手入れはきちんとやって、また薬もかけていけば大体のところはもつんじゃないか、枯らさないでできるんじゃないかと思われまますので、ぜひ町のほうで対応していただくということは大変ありがたく思っておる次第でございます。

また、閉校となり、今まで活用されていなかった旧総元小学校が総元地域、さらには大多喜町の活性化のために有効に活用されるようお願ひし、次の質問に入ります。

2番で、災害ごみ仮置場の設置についてをお伺ひいたします。

近年は、温暖化のため台風や線状降水帯、集中豪雨が頻繁に起こっております。山林の崩落や河川の氾濫により住宅が浸水した場合、災害ごみ仮置場が現状ではないため、事前に仮置場の候補地を選定する必要があると考えますが、見解をお伺ひいたします。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 吉野議員の一般質問に環境水道課からお答えさせていただきます。

吉野議員おっしゃるとおり、近年では、地球温暖化等の影響により災害が頻繁に起こっており、その規模も大きくなっております。

災害ごみの候補地を選定する際には、災害ごみの発生量、災害ごみの仮置場の必要面積、あるいは災害発生場所からの距離、地理的条件などあらゆる災害を想定する必要があります。また、持ち込まれるごみにつきましては、可燃物だけでなく、金属片やガラスが混入するこ

とも想定されるため、そのような場合、金属片、ガラスが入り込まないような場所を考慮し設置する必要があります。このように、仮置場の設置につきましては様々な課題を整理する必要がありますので、このような課題を整理した上で総合的に考えていきたいと思っております。

今後、災害ごみ仮置場が必要となる災害が発生した場合には、緊急一時的な場所としては町有地を活用することを優先し、候補地を選定していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

災害は忘れた頃にやってくるということではありますが、最近では、温暖化のため、いつ災害が起こるか分かりませんので、早めの候補地の選定をお願いしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

次に、河川の流竹木の処理についてお伺いします。

近年、他県では、集中豪雨等の濁流により上流から流竹木が流れて橋脚に堆積し、その水圧に耐え切れず、橋梁自体が流される事例がたくさん発生しております。本町において、流竹木の撤去を含め、最善の方法で対処を願いたい。

そこで、以下の質問にお伺いします。

橋梁数90橋中に76か所に対し、今までに橋脚に堆積した流竹木に対して、処理した橋の箇所数についてお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 橋脚に堆積した流竹木の撤去につきましては、これまで建設課職員により5か所ほどを実施いたしました。また、このほか、建設課職員と地元地域の皆さんで1か所実施したことがございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 建設課職員でやった場合の5か所並びに地域住民との関係で1か所やられたということで、場所的にはどこになりますか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 初めに、5か所ですけれども、塩渕橋、これは部田区ですね。そのほかに夕木橋、これ蕪来の奥、それから砂田橋、小内橋、それから共栄橋、以上の5か所

でございます。そのほかに、地域の皆さんとで共同作業というようなことで実施したところは、西畑田代の滝部田橋でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。

この処理の方法なんですけれども、この5か所というのは、この橋について、塩渕橋とかほかの橋がありますけれども、その橋の数的な、何年に1回とかそういう、やったことありますか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 何年に一遍ということではなく、必要に応じてというふうなことでございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 結局、堆積した量的なこともあると思うんですけれども、堆積した量がどの程度になったら撤去するとか、考え方ということがありますよね。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 明確な基準みたいなものはなくて、ある程度地域の皆さんからのご要望に応じた撤去というふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） それで、5か所については、私、塩渕橋のほうはある程度分かるんですけれども、ほかの橋の場合ですけれどもね、これ今5か所ということなんですけれども、何回ぐらいやっていますか、橋に対して、撤去。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 特に記録に残っているものはございませんけれども、そんなに数は多くないというふうに記憶してございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 実際的にいって、ほかの橋は私よく分からないんですけれども、塩渕橋については、実際的に橋脚自体が多いんですよ、あそこは。一般的にね。

というのは橋脚はあまり少ないんですけれども、大体それでまた流れちゃうケースがあるんですけれども、特に、形として塩渕橋については橋脚が5本ぐらいありますので、結局引っかかる率が高いということですよ。実際、それが結局引っかかる率が高いということは、

大水が出た場合に、圧がかかっちゃうんですね。橋が流れていくことがあります。

これは、もう前例からいっても結局、他県でもありますけれども、大水が出た場合、当然、橋が流れるというケースがありますけれども、それと同時に、あそこのところは、先日のあれだと、ここにもありますけれども、これが実際に、これは前の19年だったかな、なんですけれども、これが最近のやつなんですよ。こういうふうに、ずっと堆積したままなんです、実際的に。これは少し取ったということだったけれども、まだ取れていないんですよ、実際、職員でやったというところも取れていないものですから、実際、ずっとまだこのまま残っているという形になっているんですけれども、これをほかの橋自体がどう堆積しているかわかりませんが、塩湊橋については、特に堆積する率が高いということです。

これを実際的に高いということであれば、結局高いということですけども、それだけ負荷がかかりますので、結局、集中豪雨が、これから線状降水帯、特にこれから頻繁に起こると思います。温暖化の関係ですね。そういう関係ありますので、ぜひこれは、ある程度になったら撤去してもらおうと、これは町の職員でやってもらえばいいと思うんですけども、やっぱり町の職員であってもこれもなかなか業者でないとできないと思うんですけども、頻繁に、そこで多少早めに取りってもらえれば、これやっぱり負荷がかからないように橋の、実際的に、そう思うんですよ。

今老朽化して耐震もやった橋なんですけれども、今後の予定、耐震やったからといって大丈夫というものではありませんので、これから集中豪雨等ありますので、ぜひこれはね、ある程度堆積した場合に、できればこの時点で職員の方でやってもらえればありがたいと思います。

また、あそこについては、入る場所についても堀之内側から来たところから護岸やっておりますので、あそこから入るような形になると思うんですけども、前は、何かあそこはユンボで何か引っ張って切ったということをやったんですけども、全部切り切れていないということで、まだ大木が残って、杉が残っているんです、あそこね。だから、あいうものを先に取れば、多少なりとも流れていると思うんですよ、実際に。堆積しないような形になりますので、ぜひこの点はやっていただければありがたいと思います。

予算上は、維持関係で多少やるんでしょうから、予算組むというわけにはいかないでしょうから、ぜひ維持関係の中で、維持の費用の中で対応していただければありがたいとおるところであります。

いずれにしても、そういうことありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、建設後50年を経過する橋梁は、令和18年には82パーセントに増加するため、本町は、長寿命化修繕計画を策定して順次進めておりますが、特に橋脚に堆積した流竹木に対しての処理について今後の方針はあるのかお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 現在、橋梁長寿命化計画に計上されている橋梁は76橋で、令和18年には建設後50年を経過する橋梁が全体の82パーセントとなります。このことから、高齢化を迎える橋梁に対しまして、従来の対症療法型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕、架け替えに要する費用が増大することから、より計画的な橋梁の維持管理を行い、限られた財源の中で効率的な橋梁を維持していくため、対症療法型から損傷が大きくなる前の予防的な対策を行う予防保全型への転換を図り、橋梁の寿命を延ばすことを目的に本計画を策定いたしました。また、5年に一度の定期点検では、橋梁、橋台、橋桁、床版等の橋梁本体の点検を実施し、コンクリートの剝離、腐食等を調査して判定をしております。このため、橋梁自体の老朽化に対しての評価はしますが、堆積した流竹木に対しての評価がないため、橋梁長寿命化計画への記載はございません。

橋脚に堆積した流竹木の撤去の考え方についてですけれども、堆積物は、撤去する前に大雨等により下流に流れてしまうことも多くございます。また、撤去してもすぐに堆積してしまうため、特に支障となった場合のみ職員で撤去したケースがございます。

橋脚に堆積した流竹木は、橋梁本体の影響が大きくなる場合もありますので、今後は、堆積した橋梁の形状、先ほどパネルを見せていただきましたとおり、橋脚の多いもの、またその堆積物の量、橋梁に危険を及ぼすような状況などを勘案して対処してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ご答弁ありがとうございます。

それと、ちょっとお伺いしますけれども、この件は前回もやったんですけれども、町長もご存じかと思うんですけれども、特に塩淵橋については、そういう橋脚が多いということで堆積する場面が多くなるわけなんですけれども、何とか対応をもう少し迅速というか、いつも堆積しているんじゃないかと、それを撤去するような形で対応を取っていただければありがたいなど、ちょっと町長の見解をお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 橋脚に堆積する障害物につきましては、76橋ございますけれども、それぞれ橋の特徴が違いまして、それは橋によって、また考え方も多少あるかと思えます。

それで、特にやはり一番大事なことは、橋の長寿命化に影響するような状況が見受けられたときには、やはりまず橋を守るということもございますので、そういうことの観点から、これからの撤去については、今課長も答えましたけれども、そういうような方向で考えていかなければならないと思っています。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。

それと、ほかの橋もそうなんですけれども、塩渕橋については、前回は27年だったか、お話ししたときに、塩渕橋を造る場合に、6億か7億かかるという話しましたよね。実際、それだけかかるわけですので、実際、橋が流れたらまたそれを造ることになると大変な金額、財政的にも大変になるわけですので、やっぱり流れないように対応をこれは今後は取ってってもらいたいと思う。建設課としては見回り等やって、そういう橋が流れないように形で対応していただければありがたい、今後ぜひよろしくお願いします。

続いて、最後に、町長の政治姿勢等についてお伺いいたします。

平成22年1月に町長に就任し、3期12年が経過しようとしています。この間、本町だけでなく、国全体として、多くの市町村では人口減少や少子高齢化が進むなど、大変厳しい地方公共団体を取り巻く状況の中で、町の財政状況は、令和2年度の決算によると良好な状況であると判断できます。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

まず、就任時からの財政健全化判断比率の推移についてお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 吉野議員の一般質問に財政課からお答えします。

財政健全化判断比率の推移ですが、比率の4つの指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、比率の算定が始まった平成19年度以降、継続して黒字ですので該当はございません。実質公債費比率は、就任された平成21年度は9.1パーセント、令和2年度決算では4.6パーセントと、毎年低くなってきて、就任前の約半分となってございます。将来負担比率は、平成21年度は75.2パーセント、令和2年度は6.9パーセントとなっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

次に、この健全化判断比率が改善された理由についてお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 比率の改善の要因としては、地方債、町の借入金残額が減少したこと、それと交付税措置のある借入れが多くなったことが大きなものと考えます。

これは、先ほど飯島町長のほうからお話があったように、財政の健全化として進めてきた地方債の返済額以上の借入れをしないという基本方針の下、国・県の補助金であったり、後年度に交付税措置のある借入金を活用して借入れの抑制に努めた結果であるというふうに考えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

最後に、町で保有している各種基金の状況についてお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 町の基金の状況ですが、町長就任時の平成21年度では総額で約24億7,000万円、主なものとしては財政調整基金が6億9,000万円ほど、減債基金が1億1,000万円ほど、それと庁舎建設基金が8億円強ございました。全部で15基金ございました。

現在まで、その後、任期中に大きく変動があった取崩しや積立てがあったものとしては、まず財政調整基金が6億9,000万円ほどのものが、残額が令和2年度末では8億4,000万円となってございます。次に、庁舎建設基金ですが、こちらは平成22、23年度に庁舎建設のために7億3,000万円取崩し、またその後、中庁舎の耐震補強などに使って、残額が7,000万円から5,000万円ほどと減りましたが、その後、庁舎管理基金として、現在の残額としては1億2,000万円の残となっております。また、ふるさと基金については、平成21年度では約60万円の残額でしたが、その後、ふるさと納税のふるさと感謝券の実施などにより、平成27年度では約12億9,000万円、その後、返礼品や各種事業に使う取崩し、結果として2年度末では4億3,000万円の残となっております。令和2年度決算では、一般会計で23基金、残額の合計は24億9,000万円と基金の数は増えていますが、総額ではほぼ同額となっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。健全化判断比率の推移、基金の状況

等、答弁ありがとうございました。

全国の地方公共団体にとって大変厳しい状況の中、本町では良好な状況にあると思います。しかし、現在良好であってもいつ状況が悪くなるか分かりません。

そこで、最後に、飯島町長が進めてきた財政の健全化の方法で効果的なもの及び今後現在の良好な財政状況を維持し健全な財政運営を継続していくため何が町に必要なのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず、今財政課長がお答えしたとおり、財政内容については今の内容だと思います。

私は、財政運営というのは、町もやっぱり一般の企業も全部同じなんですね、一般の家庭もね。ですから、基本の考えるところは、やっぱり収入に見合った生活をするということが基本になるわけでございます。ですから、やはり収入以上の歳出をしないということが基本にあると思います。

ただ、社会情勢の変化によりまして、どうしても歳出をしなければいけないときもございます。ですが、全般的には、常に安定経営をしていく中では、基本的にはやはり歳入以上の歳出をしないというのは基本ということにしているところでございます。

そして、それを健全に維持していくということは、先ほど今課長も答えたように、やはりできるだけいろいろな補助事業があるものを探しましてね、いろんな事業に充てられるような、そういう工夫といいますか、そういうことが必要だと思います。その中で、私も先ほど答えましたけれども、そこに人材の育成というものがあるわけでございます。やはり最終的には、これを維持するというのは人以外にはないんですね。ですから、やはり一人一人の能力を高めていくということ。

特に、これから人口の減少という中、少子化の中で、なかなか働く人が厳しいところがございます。国のほうも今その問題で非常に厳しい状況の中で、新しい考え方として一人一人のスキルを上げていくということ、それによって人口減少、働き手の不足をカバーするというのは国の方向でも最近出してきたところでございます。

そういうことで、まず人材の育成というのが基本にあって、あるいは一人一人のスキルを上げていくこと、そして、それが健全な財政を守っていけるものだと思います。

ただ、それは当然、時代の変化に合わせた柔軟な考え方ができるわけでございます。

先ほども申しましたけれども、まず職員のやはり考える力、まさにこの生きる力というも

のを私はこの12年間で十分職員に植え付けてきたと思います。ですから、私は、今の職員がこのまま成長していけば本当に十分やっつけていけるすばらしい人材に育ってきたと思っています。そういうことで、これからも恐らく職員は考える力を十分蓄えながら、またさらに成長していくものと思っています。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。貴重なアドバイスをありがとうございました。

ここで、一般質問の通告はしていなかったので大変申し訳ございませんが、飯島町長として3期12年が終わろうとしておりますが、振り返っての感想をできたらお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど根本議員にもお答えをいたしました。12年間、私は本当に家庭を顧みずといえますか、本当に全力で町政に尽くしてきたと私は、自分は思っております。それもやはり家庭が私がいなくてもできるような状態であったということでもあります。

私も12年間の首長を経験しまして、やはり町のトップとしてやるということは、本当に厳しいものであるということも身をもって痛感してきたところでございます。ですから、私はこの12年間、全力で、やはり住民福祉の増進、そして町の発展のために全てを尽くしてきたと自負しているところでございます。

本当にそれをできたのも議員の皆さん方のご協力をいただいたこと、また町民の皆さん方が本当に協力していただいたこと、多くの皆さんが私に力を貸してくれたことが、やはり一番大きなものであったと思います。

本当に12年間にわたりまして、議員の皆さん方にも協力、たくさんしていただきましたことに心から感謝を申し上げます。そういう思いを持って、12年間過ごしてきたところでございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

実際的に、国の補助並びに人材育成、これは特に必要だと思います。国の補助は、やっぱり国会議員等を通した中で、陳情してもらってくるわけですけれども、そういうものを飯島町長は率先してそれをやられたんだと思います。

人材育成について今述べられたとおり、確かに職員については、これから町長代わるわけ

ですけれども、今の町長のノウハウを生かした中、職員に対しては酌んでいただいて、町政のために尽力していただければありがたいと思います。

また、それで、実際に、飯島町長が3期12年、職務を全うできたのも自分の健康と、奥さんの内助の功と家族の協力であると思っております。これは実際そうですよね。これ何でもそうなんですけれども、実際、内助の功がないとなかなかできない、議員も同じことなんですけれども、町長に対しては、昼夜を問わずずっと出勤しているわけですので、これはやっぱり内助の功がないと、家族の協力がなくなかなかできないものであります。12年間大変だと思います。残り2か月弱であります、頑張っていたきたいと思います。

実際、町長、退任された後は、健康に留意いたしまして、ゆっくりと休んでいただいて、今までできなかったことがあると思っております。奥さんと旅行等、趣味を生かした、事業を行っていったらと町長もそういう思いでありますので、やっていただければありがたいと思います。それについて、事業を起こした際には大多喜町のために尽力をいただければありがたいと思います。大変お疲れさまでした。

また、「立つ鳥跡を濁さず」とことわざがあると思うんですけれども、これ実際、そういうことは、町長自ら実践していると思っております。というのは、大多喜町特別養護老人ホームの基本方針が、先日、説明がありました。ありがとうございます。これについて、令和5年3月末で閉鎖して、4月から開所となるわけでございます。それについて、これ後の後継者にその旨を譲って何も分からないのに後継者がやってくれというのは職員だって困るし、町長になった人も困ると思うんです。これ実際にこのとおりだと思います。これ実際には、立つ鳥跡を濁しちゃいけないんですから、実際の実践でやっていると思うんですよ。やっぱりそれが一番大事なことです。何でもそうですけれども、今職員の体制も同じことでもありますけれども、そういう「立つ鳥跡を濁さず」、これは実際の実践でやってるということだと思います。そういうことを今実践して町長やられておりますので、大変立派だと思っております。

実際に、町長といたって実際1人ですので、人が代わっても全然知らない人だから、いや、引継ぎもやらないという人もいますので、これは、飯島町長に対してはそういうことはないと思いますけれども、そういう形で、跡を濁さないような形で引き継いでいくと、これ一番大事なことでありますので、これは私が言うまでもなく、町長自らそういうことでやっていただけたらと思っております。

今後、実際に、特養は基本方針が出ましたので、議員の皆さんもぜひともこの町長の基本

方針に従って協力できるものは協力していただいて、特養がスムーズに民間の業者に移られるよう願ってやみません。そういうことで、議員の皆さんもぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、今年最後の町長の一般質問になります。ありがとうございます。

以上で、11番吉野一男の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で、吉野一男君の一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日2日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時28分）

第1回大多喜町議会定例会12月会議

(第 2 号)

令和3年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

令和3年12月2日(木)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
総務課長	麻生克美君	企画課長	市原芳則君
財政課長	君塚恭夫君	税務住民課長	西川栄一君
健康福祉課長	長野国裕君	建設課長	吉野正展君
農林課長	秋山賢次君	商工観光課長	渡邊陽二君
環境水道課長	和泉陽一君	特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君
会計室長	多賀由紀夫君	教育課長	小高一哉君
生涯学習課長	米本敏克君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 議案第60号 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第61号 大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第62号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第63号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第64号 大多喜町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第65号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 9 議案第66号 町道の路線変更について
- 日程第10 議案第67号 令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第68号 令和3年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 発議第 5号 通学路の整備に向けた財源確保と飲酒運転の厳罰化に関する意見書の提出について
- 追加日程第 1 議案第69号 大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） 皆さん、おはようございます。

昨日の会議に引き続き、ご苦勞さまでございます。

なお、教育長につきましては、本日都合により欠席の連絡がございましたので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立いたしました。

これから会議を開きます。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可しましたので、ご承知願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（麻生 勇君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程（第2号）により進めてまいります。よろしく申し上げます。

◎答弁の補足

○議長（麻生 勇君） 日程に入る前に、昨日の8番渡辺八寿雄議員の一般質問に対しまして、補足答弁の申出があり、それを許可しましたので、ご承知願います。

農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それでは、昨日の渡辺八寿雄議員の一般質問の答弁の一部を補足説明させていただきたいと思います。

答弁の中で、「現在のところ、町独自での支援策を講じる予定はありませんのでご了承をお願いいたします。」と、発言をさせていただきましたが、「現在のところ、町独自での支援策を講じる予定はありませんが、今後、県等の関係機関へ支援策を要望していきたいと考えます。」と、補足をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ご苦勞さまでした。

◎一般質問

○議長（麻生 勇君） これから日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君の一般質問を行います。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今、町長最後の質問者になるかと思いますので、町発展のため、よろしくお願いいたしますと思います。

今、議長さんから、一般質問の許可が出ましたので、一般質問に入らせていただきます。

初めに、1番、国及び県の地籍調査と大多喜町の取組についてお伺いします。

地籍調査とは、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査で、「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のことで、各個人には固有の「戸籍」という情報があり、様々な行政場面で活用されているのと同様に、土地についても「地籍」の情報は、行政の様々な場面で活用されています。非常に重要なことですね。

地籍調査を進めることは、今後のまちづくりや大多喜町発展のために、何事よりも一番大事な基礎事業と判断いたしますが、町長の考え方と町の対応についてお伺いします。

(1) 全国、千葉県及び大多喜町の地籍調査の取組状況、進捗状況についてお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、建設課から答弁をさせていただきます。

現在、国は、第7次国土調査事業十箇年計画を策定し、事業を実施しております。この地籍調査の進捗状況ですけれども、令和元年度末の数字となりますが、全国では対象面積の52パーセント、千葉県は17パーセント、大多喜町は令和3年3月31日現在の数字で23パーセントとなっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。

聞きますところによりますと、現在、大多喜町は今、調査を休んでいるというか、それはどうということなのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今、吉野議員の言われたとおり、令和3年度の現地調査は一部中止をしております、今年度は、去年調査をした地区の閲覧の工程を実施しております。

なぜということでございますけれども、地籍調査自体は、大きく分けて4段階あります。少し説明させていただきますけれども、まず第1段階として、現地における境界立会い、また現地測量をやる。第2段階としては、測量の成果の結果を面積測定、調査図、地籍簿の閲覧、これは今年、国の国費を使ってやっているところでございます。次には、その調査結果を県の認証、また国の承認を得まして、第4段階として、最終的にはその成果を法務局に送って、地籍調査完了というのが全体の流れであります。

現在、過去に地籍調査をやった結果、これが法務局まで、最後に法務局の地図がまだ訂正されていないと、そうされていないという地域について、現在、その手続を重点的に進めておりますので、現在休止をしている。現地調査を休止しているという、そういう状況でございます。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 一応来年度は、今のあれで、今、町が休んでいるということなんですけれども、来年度は実施できるんですか、継続。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 少し通告の順と違うので、少し順番変わりますけれども、来年度ですけれども、令和4年度につきましては、新たな現地調査を一旦見合わせて、本年度と同様に、過去に地積調査を実施した地区の認証業務、これは県への認証、また国の承認を受ける業務、それから、その結果を法務局へ成果を送付することを重点に業務を実施する方針でございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今の（2）の今後の実施方法ということで、今、課長から言ったんですけれども、一応来年もまだ現場はやらないというか、そういう感じで推移するということですね。これはやはり初め、自分が議員になる前に、まちづくり検討委員会というのかな。県の知事室で、沼田知事のときだったかな。全国の地籍調査を向こう20年で終わらせるとい

う説明だったんですよ。これは境界線、隣近所の社会でやっぱりごたごたしているところいっぱいある。自分も経験していたので、これはすばらしいことだなと。国・県がやって、地元、地主さんは立ち会うだけ。地元の市町村は5パーセントの負担ですか。あと国・県が全部見るといふことで、これはすばらしいことだ。

ただ、県内では長生村が一番、去年、おとしかな、もう終わって睦沢町が来年ぐらいに終わるのかな。そういう感じで推移しているんですよ。ただ大多喜町は範囲が広いから、できれば、主要集落を山の中とか何とかは後回しにしても、専門家に聞いたら、そういう拠点拠点の整備調査もできるということを知っていますので、山の中までやると、もうそれこそ何十年先になっちゃうと思うので、というのはやはりそういう中野地区とか、自分の地区の周りを見ても、堀切の橋の橋梁の補修工事をやるにしても、道路が狭くて入れない、工事できない。端から奥のほうは、地権者がみんな堀切区はオーケーした。地元が、本村区の地主さんが多い。でも、建設課がすごく動いてくれて、いいほうに向かっているということでもいいんですけども、そういう調査が終わってれば、そういう町の事業もぼんぼんといくんだよね。だからそれができていないと、やはり代が変わっちゃったりすると、堀切区のほうも、ちょっと橋を渡ってすぐのところ、私、同級生の身内というか、親戚みたいところで、でも相続はやっぱりうまくいっていないんだよね。

そういうことがあるから、やはり早め早めに、今後、そういうのはできるだけ早く、居住地の近辺の測量を先にやったほうがいいかなと、私は個人的には思うんですけども、その辺はどうなんですか。やはり端からやっていかなくちやいけないのですか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） そうですね。吉野議員さんのおっしゃることはよく分かります。地籍調査の最終目的は、法務局にある地図を現地調査に基づきまして、新しいものにすることにございます。今後も法務局では、調査に基づき登記をする作業が出てきます。そのため連続した地域、現在は小字単位で登記をするようにしております。

そういうことで、道路や田畑、また宅地などの地目別のエリアではなくて、小字単位、地域単位での調査としているところが今の現状でございます。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） できるだけそういうふうに見直しをして、実行力のある調査を早め早めにやっていただきたいというか。聞くところによりますと、中野地区は向こう25年先ということは、私当然亡くなっちゃっていないと思うんですよ。できれば早め早め、中野地区

も独り暮らしが大分多くなってきちゃって、今やれば何とかできるんだけれども、その後、25年先になると本当に地主さんもいなくなっちゃうし、代も替わっちゃうだろうし、やや厳しいので、その辺の見直しも検討していただきたい。この件については、一応要望でございます。

議長、よろしいですか。

続きまして、3の地籍調査を実施した地域と、実施していない地域との課題と問題点についてお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 地籍調査を実施した地域としていない地域の課題ですけれども、地籍調査は、土地の一筆ごとにその所有者、地番及び地目の調査を行い、測量して、その結果を基に位置図及び簿冊を作成することとなります。

このことから、事業を実施していない地域に比べ、地籍調査を実施した地域は、土地の取引の円滑化や土地に係るトラブルの未然防止、さらには、公共事業や災害復旧等の事業が円滑に推進できるものと考えております。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） これは全てそういう町の開発行為にやっぱり結びつくので、早め早めにそういう計画のあるところを優先的にやっていただければなど、要望でございます。

続きまして、（4）地籍調査促進に向けた国及び県の取組について、現況はどうなっているのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 国及び県の取組ということで、この国土調査事業は、ご承知のとおり、国・県の補助事業がございます。

具体的には、対象事業の2分の1が国、県が4分の1、残りの4分の1が町負担となります。この町負担も80パーセントは特別地方交付税により措置をされるとなりますので、町の実質負担額は全体の5パーセントとなります。

このように、補助事業による財政的な支援が行われているということでございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） もう一度確認します。この地籍調査は、町負担は今5パーセント、これは初めからそういう感じですよ。間違っていないですよ。地主さんは立ち会うだけと

いうことで間違いはないですか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） そうですね。この事業費の割合については、国費対象の事業の割合については変更ございません。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 続きまして、5番の本町の地籍調査済み現況マップ、資料の情報提供についてお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 現況マップの情報提供についてということですが、地域調査に係る調査済みの箇所につきましては、国土交通省のウェブサイトで見ることができます。このサイトでは、都道府県、市町村別の実施状況、地籍調査の進捗率、実施地域を調べることができます。

この情報につきましては、大多喜町のホームページからも国のウェブサイトにアクセスできるよう外部リンクで表示をしており、情報提供を行っているところでございます。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。国交省と町のホームページで閲覧できるようになっているそうです。ありがとうございます。

最後、6番目の未整備地区の早急な地籍調査対応についてお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 未整備地区の対応ということで、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、地籍調査は、先ほど申しましたように、4段階に大きく分けて考えられると思います。まず第1段階として、現地における境界立会い、及び現地の測量。第2段階としては、測量した結果の面積測定、調査図、地籍簿の閲覧。そして、第3段階として、その調査結果を県に送付して認証、また国の承認を得ること。第4段階として、その調査結果を法務局へ送付となり、法務局の地図が変えられて、そしてそれが地籍調査業務が完了するというのが全体の流れでございます。

現在は、過去に地籍調査により現地調査を実施した地域において、法務局への送付がされていない地域、この地域について、手続に重点を置いて作業を進めております。地籍調査未実施地区につきましては、令和4年度に事業計画の見直しを予定しておりますので、その中で計画的に実施をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 大変、細かく説明いただきまして、ありがとうございました。今後とも町発展のため頑張ってください。

2番目に、町道、村道と区道の拡幅工事と安全対策についてお伺いします。

住民の生命と財産を守るため、緊急車両が安全に通行できるように道路の拡幅工事等の改良工事が必要と思いますが、町の考えと今後どのように対応していくのか、お伺いします。

緊急車両とあとそういう、たまたま今、夷隅環境衛生組合のそういう衛生車なんかも入れないところがいっぱいあるみたいなので、その辺、絡めてお伺いします。

初めに、泉水地区の住民から、ここには地籍調査が終わったと書いてありますけれども、まだ終わっていないそうであります。ごめんなさいね。救急車両が通行できないので、今現在は軽自動車やと通行できるそうです。今後は、町の行政指導で町道整備事業として、ほかの地区も地区住民とよく協議をして安心・安全なまちづくりに、そして未来ある大多喜町発展のために、これが本当の協働のまちづくりと思いますので、その辺についてお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、町道整備の事業を町の指導、行政指導で行う考えはないかということですが、道路拡幅事業につきましては、長い期間、多額の経費を要することから、道路整備計画に沿って進めており、また多くの地域から、道路拡幅の要望が現在されております。

この道路につきましては、地域の方々の生活に密着したインフラであり、大変重要なものと認識をしております。一方、道路拡幅につきましては、大切な私有地を町にお譲りいただかなければ実施をすることができません。このことから、集落内道路につきましては、地域の中で道路拡幅の合意がなされ、用地買収の了承をいただいた上で、道路整備計画に計上し、実施をしております。

このようなことから、道路拡幅を要望される地域の方々には、以上のことを説明させていただき、今後も事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） この泉水地区の住民から、過去、ここでは議長地元出身ということで、

今、副町長も泉水ということで、たまたま古い区でありながら、やはり個人的なあれになっちゃうかもしれない。2軒が何かうまくいっていないということで、そこで止まっちゃうらしいんだね。だからそこら辺はやっぱり町が介在して、救急車両が入れなくちゃ、そういう若い人たちが嫁も婿も来ないというか、そういうこともうたって、やはり誰かが間に入って説得、地主を説得するしかないと思うんですよね。地元ではなかなか解決できないので、行政が間に入って、救急車両が入れないと、やっぱり嫁も婿も来ないというか、そんなふうでは困るから、ということで、やっぱり町が間に入って行司役で、そうしないと、ああいう古い区でなかなか拡幅ができないというのは、じかに相談を受けるとやはり、小高議長、亡くなっちゃったんだけど、一緒にやればできたかもしれなかったんだけど、その辺もちょっと住民からはやっぱり要望が出ていますので、行司役として町が間に入って救急車両、そういう衛生車とか、そういうのが入れないと改善されないと思うので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番の道路上、車道や歩道の一部において、樹木の張り出している樹木の伐採について、これはヒアリングのときも言われたんですけども、やはり基本的には法律上は、所有者の責任で対処することになっているということなんですけど、地主さんにしてみれば、高齢化や経費の関係でなかなか難しい問題であるという答えが出ております。

これも過去何回か質問しておりますので、そこを何とかみんながプラスになるような明るいまちづくりということで、再度こういう質問をさせていただきました。

せんだっての一般質問の渡辺善男君が町道中野紙敷大多喜線、湯倉西部田線、町の主要道路というか、町道としては相当利用者が、役場の職員も毎朝晩、使っているような状態で、そこら辺の安全対策ということで何回も質問しております。

そこで、主要町道は建築限界、高さ制限、いろいろありますね。範囲内で交通安全対策上の問題で、管理は、これ、町条例で定期的に町が伐採できるように、飯島町長、最後のことで案件で何回も質問して、法律上はこうなんだけれども、やはり町条例でこれは決められると思うんですよ。そのための私たち議員がいるんだし、そういうことで、町と地主さん、地区と議会とみんなで町条例の制定に向けてやったほうが、飯島さん、最後の置き土産でこれはできると思うんですよ。地主さんがもうギブアップしちゃって、まして高齢化で亡くなっちゃって今度はその相続の問題、またこれややこしくなっちゃう。

それで、現在、そういう関係、覆いかぶさっている、そういう木のところの地主さんの数とか人数とか件数は何件ぐらいあるんですか。いつも交渉している。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今、交渉しているのは何件ぐらいかということなんですけれども、今、幹線道路の支障となる樹木につきましては、特に支障と思われる部分について、地権者の調査をして、その同意を得られたところから随時実施しております。そういうことで現在町の職員で作業車を借上げしてやっているということで、ある程度、支障となる部分の地権者、ここが一番危ないなというところで、かつ地権者の同意を得られた、そういうところも少しあって、これからやっていくわけなんですけれども、そういうことで、現在どれだけあるか。全ての地権者の数とかというものを町で把握しているわけではございません。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 確認です。今、場所場所、全部じゃなくて、そういう覆いかぶさっている場所が大体分かりますよね。そういうところの人数は、地権者とは今までやってきたけれども、何件、何人、何か所という、そういうあれは、台帳はない。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今、資料を持っていませんけれども、今まで実施したところについては、全て同意書をいただいて実施しておりますので、そこについては今、現在持っていませんので、また後ほどご回答させていただきたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今、言いましたように、これはやはり町条例で、建設課長言いつらいと思うので私が言うしかないと思って、一般質問を何回もさせてもらっているんですけれども、昔は交通安全協会、交通安全協会会長もいますけれども、交通安全協会、交通指導員とかそういう、区長さんとか建設課長、建設課と土木と、そういう危険な場所、小枝切りという、そういう交通安全協会が主体で、過去にやった経緯があるんですよ、今まで。私もやったことあるんですけどね。だからそれ今みんな建設課におんぶにだっこということで、すぐそこら辺が大変だなと思って、今こうやって一般質問させてもらっているんですけれども、やはり地主にもプラスになるし、町もプラスになるし、町民も議会もよく審議してやってくれたなという、そういう思いもあるので、これはやはり町長さん、最後の置き土産というか、どうなんですかね。町条例で制定、地主さんと町条例の規約というか、できませんかね。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 吉野議員のおっしゃることは、よく理解できるんですけれども、

そういう中で、道路に張り出した樹木につきましては、原則、その所有者が伐採することとなっている。これはご承知のとおりだと思います。

しかし、幹線道路における通行の支障となる樹木の枝などにつきましては、現在、その所有者に張り出した道路の状況を説明して、伐採する旨の同意書をいただき、町で伐採処分をしているところでございます。

ご質問の樹木の伐採につきまして、町条例を制定して、町、いわゆる道路管理者が伐採できるようにしてはどうかという趣旨のことと思いますが、地方自治法の規定では、法令に違反しない限り条例を制定できる。また義務を課し権利を制限するためには、法令に特別の定めがある場合を除いて、条例によらなければならないとされております。

初めに申し上げましたけれども、原則、所有者が伐採すると規定しているものは、民法の規定に基づくものでありますので、この規定の範囲を越えて、道路に張り出した樹木を町で伐採する旨を規定した町条例の制定は、現段階ではできないものと思われまます。

ただし、令和3年4月21日の民法の規定が改正され、越境された土地の所有者は、竹木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持しつつ、次のいずれかの場合には枝を自ら切り取ることができることとするというふうにされました。

その一つは、竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催促したが、竹木の所有者が相当な期間切除しないとき。二つ目は、竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき。三つ目は、急迫の事情があるとき。この三つのいずれかの場合には、自ら切り取ることができることとされました。

なお、この法律は、令和3年4月28日に公布され、公布後2年以内の政令で定める日から施行されるということになっています。

このようなことから、現段階では通行の支障となる樹木の伐採につきましては、その所有者の理解を得て伐採をしてまいりたいと思います。また、法律の改正後は、県や他の自治体の動向を注視し、関係機関と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。国も県も、やはりこういう地方自治、全国どこでもこういうあれがあると思うんだよね。やはり抜本的に国がやはりリーダーシップを取って、やはり道路管理者、実際これ事故があった場合にはどうなんですか。たまたま今日も朝、来るときに西部田のあそこの下りの竹が、あそこ、電線じゃなくNTTの配線かな、

あれに覆い被さりそれ見ていますよね、みんな。竹が、孟宗竹が引っかかっているんですよ、電話線に。あれすれちゃうと、そういう電話回線だからやっぱりえらい問題だと思うんですよ。だから地主さんにいつもあれを切ってくれということは言っているんですかね。その辺ちょっと確認です。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今のご質問、通信事業者が木、また竹があって、それが破断されたというようなことを知っているかということなんですけれども、NTTさんと通信事業者さん、また電気事業者さんの方は、それぞれ点検をやっているかと思います。そういう中で、なかなか範囲が広いことで、なかなかできないのかなと。ただ通信事業者さんにつきましては、かなり通信線は丈夫というふうに聞いておりまして、私たちも話をするんですけれども、なかなか実施できていないというのが現状だと思います。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） これは、やはりインフラというか、生活の基盤ですよ。NTTのあれもそうだし、東京電力も電話、電柱立って配線もあるよね。そうすると結構枝が当たっているところ、今日も見てきたんですけれども、やはりそれは東京電力とNTTと両方にそういう小枝切りを頻繁にやってもらわないと、停電とか怖いですよ。生活のインフラの一番の大本ですからね、電気とかそういう電話線は。市民のインターネットとか商売、営業している人もいるし、その辺、要望ということで、できるだけ早めに連絡して、やってくれればいかなと思います。

それで、一応、今、一般質問は通告どおりなんですけれども、当初はもう一点あったんですよ。皆さん知らないと思うんですけれども、OTAKI "SENGOKU" EXTREMES（オオタキ・センゴク・エクストリーム）ということで、すごい企画、イベントなんですよ。町も後援と、大多喜町は後援かな、後援ですね。観光協会とわくわくカンパニーが協力ということで、これは本当は7月10日だったか11日だったかな、に終わる予定だったんですけども、7月11日だ。県民の森から大多喜ダムとかずっと月出のほうまで、そういうランニングとかマウンテンバイクとか、そういうすごいイベントなんですよ。

これ、すごくすばらしいことなんです。全国から来ますから、何百人単位で来ます。ネットで見るとほかの、この間、野沢スキー場のやつもやったんですけども、すごい人気なんですよ。旧総元小の末吉さんが一生懸命やっている。大多喜学園も、マウンテンバイクのネットに出ています、これ、子供が見たら本当に、自分も体が悪くなきゃやりたいぐらい

に、旧総元小のグラウンドにミニコースを造ったんですよね。あれ見るとやりたくなっちゃうので、俺も体調が悪いからちょっとできないけれども、そういう観光面で、町長さんも一生懸命やったと思うんですけれども、一般質問、控えてくれということなので。

これはやはりでも継続性があるって、一応1年、コロナの関係で1年延びたということなんだけれども、これは町長さん、引継ぎはうまくいくんですか。一応、警察からも、土木の大原の管理事務所から、大多喜ダムの管理の全部一応私も確認しました。今、申請が出ていますということなんですけれども、ただ、コロナで1年延びる。来年の秋ということなんですけれども、その辺は継続性というか、うまくいかれるんですか。

○議長（麻生 勇君） 吉野君、それ、質問ですか。

○6番（吉野僖一君） 質問で出したんですけども。

○議長（麻生 勇君） それは、みんなで会議して決めたことだから、質問、載っていないじゃない、ここに。

○6番（吉野僖一君） 私は申請しましたよ。誰がカットしたんですか。そんな議会ですか。

○議長（麻生 勇君） それは説明やったでしょう。

○6番（吉野僖一君） ヒアリングやりましたよ、ちゃんと。何で今町長さんにそれを聞いているのに何で。

○議長（麻生 勇君） 入っていないじゃないですか。

○6番（吉野僖一君） 入っていない。誰がカットしたんだよ。怒るよ、だって、冗談じゃない。こっちは何もしないで、いきなりやっているんじゃないんだよ。ちゃんと出してあるんだよ。分かりました。

○議長（麻生 勇君） それは議運でも決めていることだし、ちゃんと、さっき一番最初に言ったじゃない。議長の許可を得てって。それを今の話は許可を得ていないから、そういうことです。

○6番（吉野僖一君） 議長さん、もっと公平に。

○議長（麻生 勇君） 以上で吉野僖一君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩いたします。

10時50分から再開いたします。よろしく申し上げます。

(午前10時42分)

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第2、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

諮問第2号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員のうち、金澤恵美子委員の任期が令和4年3月31日をもって満了することから、引き続き同氏を候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員に推薦しようとする方は、住所、大多喜町船子131番地の1、氏名は金澤恵美子氏、生年月日は昭和26年6月2日生まれ、現在70歳でございます。

金澤恵美子氏は、約15年間役場の臨時職員として勤務され、平成27年3月に退職されました。現在は大多喜町民生児童委員や大多喜町社会教育委員もされており、人格、見識も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、ご承認くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、諮問第2号は、被推薦人を適任者と認めることに決定いたしました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第3、議案第60号 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長(秋山賢次君) それでは、議案第60号 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案つづり、3ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

河川改修事業の改修事業につきましては、受益者から事業に対する分担金を徴収できるよう定められておりますが、これまで負担金徴収した事例がなく、道路及び橋梁新設改良事業の負担金は既に廃止されていることから、河川の改修事業につきましても、同様に受益者負担を廃止するため、大多喜町分担金徴収条例から、河川の改修事業を除くものです。

また、農地及び農業用施設が被災した場合においては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受け原形復旧を行うことができますが、災害復旧事業国庫補助の採択基準は、事業費が40万円以上と規定されており、40万円未満の場合には対象外となってしまうことから、暫定法では対象とすることができない小規模な災害復旧事業についても起債事業を活用することにより災害復旧工事を可能とするため、新たに分担金の項目を追加すること、及び農業用排水路に係る災害復旧事業について分担金を徴しないこととすることで、災害復旧に係る支援の拡大を図るものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

第2号、農地及び農業用施設の災害復旧事業(農業用排水路に係るものを除く。)に改める。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第17号までを1号ずつ繰

り上げる。

これは、第2条第1項第2号は、河川の改修事業について、今後、分担金の徴収を行わないことから、河川の改修事業を廃し、農地及び農業用施設の災害復旧事業費が40万円以下の災害復旧事業も施工を可能とするために、新たな事業を設けるため、件名の改正と農業用排水路に係る災害復旧事業について分担金の徴収を行わないこととするものでございます。

また、第3号を削り、第3号を削ったことにより、その後の号を1号ずつ繰り上げようとするものでございます。

本文に戻ります。別表中、「河川の改修事業」の欄を削り、「災害復旧事業」を「農地及び農業用施設の災害復旧事業」に、「農地災害」を「農地農業用施設災害復旧事業」に、「農業用施設災害」を「農地等小災害復旧事業」に、「補助残の70パーセント」を「100分の20」に改め、新たに「単独災害復旧事業」と「100分の30」を追加したものに改める。

これは第2条第1項中の河川の改修事業を削ったことにより、別表中の河川の改修事業の欄を削るとともに、従来の国庫補助の災害復旧に加え、新たに農地等小災害復旧事業、単独災害復旧事業、及び各負担率を規定するものでございます。

本文に戻ります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

これは条例の施行日を定めるものでございます。

以上で、大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。私の勉強不足で分からないところがあるので、ちょっととんちんかんな質問になるかどうか、お許してください。私をもっとよく勉強したら、こういった質問をしなくて済むのかどうか分かりませんが、まずこういう河川という定義ですよね。水が流れているところを全て河川というのか。多分条例とかその内容によって、こっちでは河川ということはこういった意味だよ、こちらの条例ではこういった意味だよという、要は条例とか法律とかによって意味が多少分かれてくる部分はあるかと思えますけれども、ここで言う河川というのは、要は水が流れているところ、全てという意味なのか。それ

とも、ある程度の大きさを持った河川という意味なのか。

それと、ここに農地災害ということしか書いてありませんけれども、河川改修工事の場合には、宅地とか山とかも関連する場合もあると思いますけれども、そういった場合は、もともと負担金とかないから、要はこの農地災害のと河川を改修することによって、農地がまた生産性が上がるとかということで、受益者負担という意味で項目あったのかと思いますけれども、これ全て河川改修事業に伴う宅地とか山林とかも含めた意味という考え方でよろしいですかね。すみません。ちょっと私の勉強不足で申し訳ございません。お願いします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 建設課から、河川の改修事業について説明をさせていただきます。

河川、広く言えば青道、法定外も一口に言えば河川というふうに考えられると思いますけれども、ここでいう河川につきましては、大多喜町でいうと普通河川というふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 農林課のほうから、農地の災害の範囲でございますが、農地の災害の復旧事業につきましては、基本的に農地、田・畑、それから農業用施設が対象となります。宅地、山林は農地の災害復旧には当たらないということになりますので、この分については含まれておりません。

以上です。

（「分かりました」の声あり）

○議長（麻生 勇君） ほかに。

2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） 今までの災害だと、災害の規模によって適用するかしないかということがよく聞かれたのですが、農地小災害とか単独災害復旧という、この辺の意味もよく分からないんですが、この辺についての違いと、それから、雨量の具合とかそういうのでまた災害に適用するかどうかというのが出てくるのかなということがちょっと懸念されるので、その辺のことについて伺いたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 今までの農業用農地の災害復旧につきましては、同一耕種で150メートル以内の間隔で連続した災害箇所等について、1か所の工事としまして、事業費が合

計40万円以上あれば、災害復旧事業の対象となるということになっております。それに関しまして、この新たな農地等小災害復旧事業債というものにつきましては、事業費が13万円以上40万円未満の激甚災害に係る被災の復旧を市町村が単独で行う場合に、その費用の一部を起債で賄えるということになっております。この農地等小災害復旧事業債事業というのは、激甚災害に指定されたときのみ使うことができるということになります。

続きまして、単独災害復旧事業になりますが、こちらにつきましては、事業費が40万円未満の災害の復旧を市町村が単独事業で行う場合に、その費用の一部を起債することができるということになります。この単独災害復旧事業につきましては、先ほどの事業とは違いまして、農業用施設が対象となりまして、農地は対象外ということになっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） すみません。初めてでよく分からないんですけども、3ページなんですけれども、直接工事の10分の2とか、補助残の70パーセントというのは、これは何を意味しているかというのがよく分からなかったので、説明をいただければと思います。これを受益者が負担するということなのか。そうじゃないのか。補助残というのは、国・県の補助残ということなのか。その辺、町も入ってのことなのか。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） こちらの直接工事費の10分の2というのは、事業費に対する受益者の負担の割合になります。

その下の補助残の70パーセントということになりますが、こちらは、国の補助残、補助金を除いたものの70パーセントを受益者が負担していただくということになっております。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 今、補助残の70パーセントは国の補助金を除いた後ということなんですけれども、そこには……災害だからか。災害だから、県とか町はないということでしたっけ。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 町は、補助残の30パーセント、こちらが町の負担金になるかと思えます。国の災害の補助金を事業費から除いたものの70パーセントが受益者負担で、残り30パーセントが町の負担ということになるわけです。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 補助金の関係ですので、ここをちょっと補足で説明をさせていただきます。

災害復旧工事、これ自体を実施するのは町が行う。その場合に、国の補助が、例えば8割出たとすると、実際、国の補助が80パーセントなので、残りの20パーセントがここでいうところの補助残になります。その残ったところの70パーセントが受益者の負担ということで、土地の関係者等が負担する分となります。残りの部分については、要は町というか、事業費100かかるうち80パーセント、例えば国の災害復旧で補助金が出たとすると、要は残り20パーセントは町が負担して事業を実施するんですけども、その中のうち70パーセントを受益者の方に負担していただくというのがこの分担金徴収条例の負担を決めるものでございます。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

立って質問してもらえますか。

○9番（山口定夫君） すみません。失礼しました。

今のお話だと、町が20パーセント負担して、その中にいわゆる個人というんですかね。受益者の中に町が入っちゃっているからよく分かりにくいような気がしたんですけども、個人負担がどのくらいあるかどうかというのが聞きたかったんですけども。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 今回の改正点といたしましては、ここの農地災害の場所につきましては、件名が変わりますが、補助金の額の割合は変わっておりません。

農地等小災害復旧事業につきましては、こちらにつきましては、100分の20を受益者に負担していただく。単独災害復旧事業につきましては、100分の30を受益者に負担していただくということで、ここの補助率、負担していただく率を変更させていただいているということになります。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） これは、この2つの事業につきましては、先ほども説明をさせていただいているかと思いますが、町が事業を実施しまして、その事業にかかった経費の100分の20と100分の30を受益者に負担していただくということになります。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。今の説明を私なりの解釈で間違っているかどうかというところで伺わせていただきたいと思いますと思うんですけども、4ページの農地農業用施設災害復旧

事業というのは、国のほうでやっていただける、国庫補助を使っての事業ということで、その補助残の70パーセントを受益者さんが負担をするということなんではないでしょうか。下の2つについては、町が事業を実施して下さって、100分の20と100分の30を受益者さんが負担をするという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） この3行の一番上の農地農業用施設災害復旧事業につきましては、国の補助事業で町が実施をいたします。町が実施をいたしまして、国の補助金を除いた分の残額の、例えば100万かかった事業で70万の補助金をいただけたら30万のうちの70パーセントを地権者、受益者に負担していただく。その下の2つにつきましては、おっしゃるとおり、町の事業主体で町が事業費を出すということで、この100分の20と100分の30の受益者負担をいただくということになります。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第4、議案第61号 大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、議案第61号の説明をさせていただきます。

5 ページをお開きください。

本文の説明に入る前に、提案理由を説明させていただきます。

今回の条例改正は、国が定めます家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることを踏まえまして、本改正が事業者等の業務負担軽減につながる改正であることから、国の改正に準じて改正を行うものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。説明に当たり本文の朗読を一部割愛し説明させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中の改正につきましては、第5章の次に新たに「第6章 雑則（第49条）」の字句を加えるものでございます。

第6条第1項、同項第3号、同条第4項第1号及び同条第5号の改正につきましては、用語の整理による改正でございます。

次のページをお開きください。

第6章、雑則、第9条、電磁的記録を加える改正につきましては、家庭的保育事業者の業務負担軽減を図る観点から、事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的記録、これはデジタル方式での記録による対応も認めることとするものでございます。

最後に附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） すみません。ページ、6 ページの国家戦略特別区域法とか第2章4条第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業所とはどのようなものなのか。また、ここでいう「行う者」を「行う施設又は事業所」に改めるということですがけれども、これは

「行う者」とはどういったものなのか。「行う施設及び事業所」とはどういったものなのか。イコールなのか。その辺を教えてください。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問の国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所ということなんですけれども、こちらは、国の国家戦略に認められているところということで、千葉県内では、成田市、千葉市、そのところがこの事業者、国のほうで国家戦略の特別区ということになっている地区になっております。

それで、「行う者」を今度「行う施設又は事業所」というふうに改めるものについては、こちらは、単純にその「者」を、この「者」というのを施設とまた事業所というふうに替える改正ということというふうに、こちらのほうは理解しているんですけれども、ということになります。すみません。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第5、議案第62号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 議案第62号の説明をさせていただきます。

議案つづりの、7ページをお開きください。

本文の説明に入る前に、提案理由を説明させていただきます。

今回の条例改正は、国が定めます特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえまして、本改正が利用者の利便性向上や事業者等の業務負担の軽減につながる改正であることから、国の改正に準じて改正を行うものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

説明に当たり、本文の朗読の一部を割愛し説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中の改正は、第3章第3節の次に新たに「第4章 雑則」の字句を加えるものでございます。第5条第2項から第6号まで及び第38条の第2項の改正は、この後、ご説明させていただきます第53条電磁的記録と内容が重複することから削除するものでございます。

第42条第1項第3号の改正は、用語整理による改正でございます。

続いて、第4章、雑則、第53条、電磁的記録を加える改正ですが、次のページをお開きください。

この第53条の改正につきましては、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者の業務負担軽減を図る観点から、事業者による諸記録の作成、保存等について、電磁的記録、デジタル方式での記録による対応も可能であること。また、事業者等による利用者への電磁的方法による書面等の提供が可能であることを規定し直すとともに、利用者の利便性向上や、事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者への同意の取得についても電磁的方法によることができることを規定するものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。ちょっとお伺いしたいんですけれども、この条例は大多喜町の保育園でも関係が出てくる条例なのかなと思っているんですが、この電磁的な記録、利用者さんへの電磁的な記録が可能になるというのは、例えばメールとかLINEでのいろんなやり取りが可能になってくるというような、そういう解釈でよろしいのでしょうか。一部だと思っんですけれども。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 現在、大多喜町の保育園というのが、こちらの特定教育施設のほうに該当になります。

どのようなサービスが今回の改正によって利便性になるかということなんですけれども、保育園を利用する場合に、保護者のほうが申込みするんですけれども、そのときに、こちらのほうからいろいろ資料を提供しまして、それに同意するということが条例に入っております。

そちらの資料提供をこの電磁的記録で、例えば相手方のパソコンに送って、この同意も今までは書面によるものだったんですけれども、その同意もわざわざ来ていただいて、同意書をもらわなくても、向こうから送っていただくことでできるというふうなものが一番の改正になっているということになります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 大変便利になっていいと思うんですけれども、これは押印とかは全然必要ない。名前のところは名前だけ書いて送れば、はんことか必要ないと考えていいんですか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） そちらの押印等につきましては、町のほうで定めている、国のほうの押印のまた違う例がありますので、今回は電子的なデータの保存もしくはそういう押印が要らないものについて電磁的な記録でもいいという。同意書につきましては、それは今後、

私どものほうの押印の規則、そういうのでまたいろいろ定めていかなきゃいけないことになりますので、そちらの方を変えてから、押印が必要か必要じゃないかというふうな判断になると思います。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第6、議案第63号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案つづり11ページをお願いいたします。

議案第63号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入る前に、提案理由の説明を申し上げます。

現在、出産育児一時金は条例で定める金額40万4,000円と規則で定める金額1万6,000円を合わせて、総額42万円を支給しております。

規則で定める額1万6,000円につきましては、産科医療補償制度の掛金に対応するもので、令和4年1月1日から制度の見直しにより、掛金が1万6,000円から4,000円引き下げられ1

万2,000円になることとなっております。これにより、出産育児一時金の支給総額が42万円を下回ってしまうことから、現状の支給総額42万円を維持するため、健康保険法施行令の一部が改正されたことを受け、条例においても所要の改正を行い、出産育児一時金の支給総額が42万円となるようにしようとするものであります。

また、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険法の一部を改正する法律が施行され、令和4年1月1日から新型コロナウイルス感染症に感染した者に係る傷病手当金の支給金額について、支給を始めた日から1年6か月を超えない期間とされているものが、支給を始めた日から通算して1年6か月間とされるため、所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

大多喜町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中、「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附則第5項中「起算」を「通算」に改め、「1年6月」の次に「間」を加える。

次の附則につきましては、施行期日は令和4年4月1日から、経過措置については、今回の条例改正の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、従前のおりとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(麻生 勇君) 挙手多数です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第7、議案第64号 大多喜町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(吉野正展君) 議案書13ページをお願いしたいと思います。

議案第64号 大多喜町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

大多喜町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

議案説明の前に提案理由の説明をいたします。

大多喜町道路占用料徴収条例は、道路法第39条の規定に基づき町が徴収する道路占用料の額について定めております。

本町の道路占用料は、千葉県の占用料の額を引用しておりますが、令和3年4月1日に千葉県の使用料及び手数料条例が改正されたことにより、これに合わせて本町の道路占用料を改正するとともに、道路法の一部が改正され、道路運転補助施設が占用物件に位置づけられたことにより、道路の補助施設に係る占用料を新設するものでございます。

また、道路法施行令の一部が改正され、同施行令第7条では、道路占用に係る工作物が規定されておりますが、同条の工作物に新たに太陽光発電設備及び風力発電設備、及び津波から一時的な避難所が追加されたことにより、町の条例に太陽光発電設備及び風力発電設備に係る占用料を追加するとともに、道路法並びに道路法施行令の改正に伴い、運用している町条例の条項にずれが生じることから、これを整理するものでございます。

なお、この改正により、令和4年度の歳入見込みにつきましては、令和3年度に比較しまして23万9,000円の減、2.8パーセントの減額となる見込みでございます。

それでは、本文に入らせていただきますが、今回は、占用料の額を定めている別表の改正であり、全てを読み上げますとかなりの時間を要することから、別表の読み上げは割愛をさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、申し上げます。大多喜町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

大多喜町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。別表につきましては、申し訳ありませんが、割愛をさせていただきます。

18ページをお開きください。附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で本案の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） ちょっと分からないので、私の勉強不足かも知れませんが、13ページの第1種電柱、第2種電柱、第3種電柱、その下の第1種電話柱、第2種電話柱、第3種電話柱、この違いはどこにあるのか教えてください。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、17ページをお開きいただきたいと思います。

これまで、大多喜町は一つの電柱の額を定めておりましたけれども、今回、第1種から第3種というふうに区分けをしてございます。ここの備考欄の4、第1種電話柱とは、ということをお読み上げさせていただきます。

第1種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線を支持するものをいい、第2種電柱とは、電柱のうち4条または5条の電線を支持するものをいい、第3種電柱は、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうと、いわゆる電柱にかかる線の数で金額が分かれております。同じように電話柱も同じようなことでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第8、議案第65号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長(市原芳則君) 議案第65号について、ご説明させていただきます。

議案つづり19ページをお開きください。

初めに、本案の提案理由を説明させていただきます。

一部事務組合であります夷隅郡市広域市町村圏事務組合の規約を変更しようとするときには、地方自治法第286条第1項の規定により、構成団体である関係地方公共団体の協議によりこれを定め、協議については、同法第290号の規定により、議会の議決を経なければならないことから、提案させていただくものでございます。

内容といたしましては、本規約第4条で規定する共同で処理する事務から、第1号の老人福祉センターの建設及び運営管理に関することと、第5号の「及び救急業務」を削り、第4条の号番号の変更に合わせて、別表中の号番号を変更しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約を制定するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を次のように改正する。

以下、要件のみの説明とさせていただきます。

第4条、共同処理する事務のうち、第1号の「老人福祉センターの建設及び運営管理に関すること。」を削り、第2号から第4号までを1号ずつ繰り上げ、第5号中「及び救急業務」を削り、同号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

次に、別表、経費区分の欄、「第8号」としていたものを「第7号」に改めるものでございます。

附則、この規約は、令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。今度のこの議案は、老人福祉センターを一部事務組合の管理から外すということ、すみません、管理は管理で事務組合がして、この条例は何を外す。その後の取扱いについては別で、今後、今の形態と何が変わってくるのか。それをちょっと教えてください。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまご質問でございますけれども、老人福祉センターの管理運営、もちろん今建物もございまして、管理運営を共同する事務のうちから除くものでございます。今後、老人福祉センターにつきましては、撤去等も含めた形で、次年度以降、広域市町村圏事務組合のほうで協議を進めていくこととなります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 建物とか残っているわけですから、管理はしないということですね。管理は、要は何か破損、どこか窓ガラスが割れたとか、屋根が飛んだとか、そういった通常の管理はするよと。ただ、あそこで今までどおり使うことはできないという解釈で、管理はやるということですか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問でございますけれども、運営、そういった福祉センター事業をやらないということで、建物自体は広域市町村圏事務組合のほうで管理は続けていきます。なので、それに当たる経費などは、広域市町村圏事務組合で計上されるというふうになっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 規約の第4条第5号でありますけれども、今までですと、消防業務及び救急業務が入っております、今回の規約の改正の内容ですと、救急業務を削るとありますけれども、この理由について伺いたしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問でございます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合でございますけれども、消防本部及び消防署の設置に関して条例で定めているところでございます。その中で、消防事務という処理しておりますけれども、消防法に基づく救急業務でございますけれども、消防本部及び消防署の事務分掌の中に入っておりますので、救急業務は、消防本部及び消防署がその事務を処理する消防事務というものに含まれるという解釈の中で、今回救急業務を削除しようとするものでございます。

（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第9、議案第66号 町道の路線変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 議案書21ページをお開きください。

議案第66号 町道の路線変更について。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

町道笛倉環状線は、笛倉地先から小内地先に向かう道路で、一部は幅員が大変狭くなっており、この町道に並行して、平成19年に中山間地域総合整備事業により、道路が整備されました。この整備された道路は、現在の町道に比べ幅員が広くなっており、地域の方はこの広い道路を主に利用していることから、現在の町道に替えて町道とするため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

町道の路線変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次の路線を変更する。

整理番号1、路線名、起点・終点、延長、幅員の順に説明いたします。

笛倉環状線、笛倉字関ノ上207番地1地先、笛倉字関ノ上499番地先、240.6メートル、幅員は2.5メートルから5.9メートル。

変更後でございますけれども、笛倉環状線、笛倉字関ノ上207番地1地先、笛倉字関ノ上491番地先、延長は233.7メートル、幅員は2.8から4.9メートル。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。本来ここをほとんど通っていたので、町道になることは

全然問題ないと思うんですけれども、一部これまた砂利敷きのところがあるやに記憶していますけれども、通行量もかなりあるんじゃないかなろうかと思っていますので、今後これを舗装するということになると、また別のあれになって、今後舗装する予定とかも考えているのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今後の管理ですけれども、現在、今、認定しようとしている道路は、根本議員おっしゃるとおり、碎石のままとなっています。町道となれば、舗装、また排水等の整備も考えていきたいというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） この幅員、前と後で、幅員、前が2.5から5.9、後が2.8から4.9と1メートル狭くなっているような感じ。これはどういうことなんですか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） この幅員の表示の仕方ですけれども、道路全て同じ幅員でなっているわけではございません。町道と町道の接点については、いわゆるラップ型になっているところがございます。その幅員の考え方をどうするかということだと思います。

現在の道路台帳の考え方では、その幅員については、平均値となっております。ただその平均値もただの平均ではなくて、加重平均で台帳のほうを作っています。要はその重みづけをして幅員をやっているということです。

ですから、接点のところ、道路と接点のところの幅員とその手前のラップの一番狭いところ、これの単純平均ではなくて、その幅員の広いところが多ければ、加重平均ですから、広く表示されるというところで、今回、変更の幅員が変更前に比べて平均幅員が狭くなっている。そういう状況でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午前 11時 51分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 59分）

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第10、議案第67号 令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第67号の説明をさせていただきます。

議案つづり23ページをお開きください。

すみません。着座にて説明をさせていただきます。

令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,476万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億6,551万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、第2表繰越明許費から順次説明させていただきますので、27ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費補正」、追加は、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

款5農林水産業費、項1農業費、事業名、土地改良関係団体事業199万1,000円は、船子地先の農業用排水路改修工事で年度内の完成が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名、町道維持管理事業853万円は、町道大中線のり面の擁壁が徐々に傾き、歩道部に亀裂が発生しているため、その修繕の設計で年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁災害復旧事業3,413万9,000円は、本年7月の豪雨及び9月の台風10号などにより被災した町道中野大多喜線、田代台線、笛倉中線の災害復旧工事で、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、事業名、河川災害復旧事業1,484万9,000円は、本年9月の台風10号により被災した小土呂地先の大久保川の災害復旧工事で、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

合計の9,250万9,000円は設定済みの3,300万円に今回の追加額5,950万9,000円を加算した額でございます。

その下、「第3表 地方債補正」、変更、表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

起債の目的、公共土木施設災害復旧事業債、限度額190万円を3,490万円に3,300万円増額するものでございます。これは繰越明許費補正で説明させていただいた、町道及び河川の災害復旧事業に充当するものでございます。

その下、農林業施設整備事業債は、限度額650万円を840万円に190万円増額するもので、同じく繰越明許費補正で説明させていただいた船子地先の農業用排水路改修工事へ充当するものでございます。

それでは、次に事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

2ページめくって、30ページ、31ページをお開きください。

2、歳入。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金1,653万円の増額補正は、障害者医療費負担金及び自立支援給付費負担金でございます。

目2衛生費国庫負担金1,625万1,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン追加接種対策費国庫負担金でございます。

目3公共土木施設災害復旧費国庫負担金1,581万7,000円の増額補正は、台風10号等により被災した町道及び河川の災害復旧工事国庫負担金でございます。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金5,044万3,000円の増額補正は、子育て世帯臨時特別給付金の事業費及び事務費補助金でございます。

目3衛生費国庫補助金3,293万2,000円の増額補正は、感染症予防事業費等国庫補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございます。

目5教育費国庫補助金15万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策補助金の限度額引上げによる増額でございます。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金826万4,000円の増額補正は、障害者医療費負担金及び障害者自立支援給付費負担金でございます。

項2県補助金、目2民生費県補助金12万3,000円の増額補正は、ひとり親家庭等医療費等助成補助金でございます。

目3衛生費県補助金181万2,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種の医療従事者派遣に対する補助金でございます。

目4農林水産業費県補助金121万6,000円の増額補正は、耕作台帳管理システムの更新に係る経営所得安定対策等推進事業費交付金と、実績等の増による飼料用米等拡大支援事業補助金の増によるものでございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金3万円の増額補正は、図書の購入としての寄附金でございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金5,837万2,000円の増額補正は、収支の均衡を図るため前年度繰越金を充てたものでございます。

次のページをお開きください。

款21諸収入、項5雑入、目2雑入1,792万8,000円の増額補正は、説明欄記載の各種雑入で、災害共済給付金は児童のけが等に対する給付金、千葉県知事選挙費委託金は令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙の精算による追加分、後期高齢者医療の返還金は令和2年度実績精

算による返還分、災害対策費用保険は今年の7月、8月、10月の台風等の接近による対策に要した費用の保険収入、多面的機能支払交付金返還金は、過年度分の環境保全事業の返還金でございます。

款22町債、項1町債、目5災害復旧債3,300万円の増額補正は、繰越明許費でも説明しました町道及び河川の災害復旧工事に充当するもので、補助災害分が780万円、単独災害分が2,520万円でございます。

目7農林水産業債190万円の増額補正は、船子地先の農業用排水路改修工事へ充当するものでございます。

続いて、歳出予算を説明させていただきます。次のページをお開きください。

3、歳出。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費113万9,000円の増額補正は、総務・財政・会計関係職員の給料・手当・共済費の増額と、一般事務費、管財管理費の備品購入費は、事務用の椅子の購入でございます。

目5財産管理費1,650万9,000円の増額補正は、国道297号大多喜バイパス沿いのみやこ跡地町有地周辺の土地の購入と本庁舎の修繕でございます。

目8諸費1,069万4,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策で、小中学校の消毒液等の購入と生活対策として実施する水道料金の減額に対する補助の追加分でございます。

その下の福祉事業還付費から子育て世帯臨時特別給付金事業還付費までは、各事業の過年度実績精算による還付でございます。

環境事業還付費はBDF事業中止に伴う国庫支出金の還付でございます。

項2徴税費、目1税務総務費27万円の増額補正は、時間外勤務手当及び共済費でございます。

目2賦課徴収費128万7,000円の増額補正は、地籍調査成果の登記に伴う地図情報データの修正でございます。

次のページをお開きください。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費3万6,000円の増額補正は、時間外勤務手当でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費3,542万5,000円の増額補正は、町社会福祉協議会補助金と障害者福祉事業の実績見込みにより不足する外出支援サービス委託料、

介護給付費及び自立支援医療給付費の増でございます。

目 6 後期高齢者医療費31万2,000円の増額補正は、実績見込みによる人間ドック経費補助金でございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費5,047万6,000円の増額補正は、職員の共済費と18歳以下の子供1人5万円の子育て世帯臨時特別給付金でございます。

目 3 母子福祉費24万5,000円の増額補正は、実績見込みによるひとり親家庭等医療費等助成金でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費154万3,000円の増額補正は、職員の給料、共済費でございます。

次のページをお開きください。

目 2 予防費5,412万8,000円の増額補正は、説明欄の健康増進事業のシステム改修委託料は、市町村が実施する健康診査・結果等の様式を標準的な電磁的記録の形式とする改修などがございます。

次の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の報償費は、県の補助事業で、新型コロナウイルスワクチン集団接種時に休日等に勤務した医療従事者に対するものでございます。

次の新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業と、その次の追加接種対策事業は、今後実施する新型コロナウイルスワクチンの追加接種実施に伴うものでございます。

目 3 環境衛生費64万3,000円の増額補正は、職員共済費と水道未普及地域の家庭用飲用井戸等整備の補助金、環境保全事業は、不法投棄防止用の看板などの消耗品及び不法投棄防止用各種資材の保管倉庫の修繕でございます。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費51万2,000円の増額補正は、次のページをお開きください。BDF事業中止による環境センターのバイオディーゼル燃料製造装置の撤去費用などがございます。

目 2 塵芥処理費241万7,000円の増額補正は、実績見込みによる燃料費、ごみ処理委託料等の増と、修繕料は環境センターの作業用車両の修繕でございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 2 農業総務費32万2,000円の増額補正は、時間外勤務手当と共済費でございます。

目 3 農業振興費128万3,000円の増額補正は、農林業振興協議会の開催回数増による報酬と大多喜町横山地先の土地の購入、耕作台帳システム更新に伴う大多喜町農業再生協議会補助金、及び実績見込みによる飼料用米等拡大支援事業補助金でございます。

目5農地費218万9,000円の増額補正は、ため池ハザードマップの印刷と船子地先の農業用排水路改修工事でございます。

項2林業費、目2林業振興費33万円の増額補正は、竹粉碎機の修繕と森林整備に関する意向調査実施による会計年度任用職員の人件費等でございます。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費50万3,000円の増額補正は、時間外勤務手当及び共済費の増でございます。

目3観光費125万4,000円の増額補正は、中瀬遊歩道の養老館側の入り口の手すりの補修工事でございます。

次のページをお開きください。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費64万9,000円の増額補正は、大多喜町の1万分の1と2万5,000分の1の地図の印刷でございます。

目2登記費7万8,000円の増額補正は、共済費の増でございます。

目4道の駅管理費37万2,000円の増額補正は、防犯カメラの設置工事でございます。

項2道路橋梁費、目1道路維持費936万3,000円の増額補正は、作業用車両の修繕と車検に係る手数料及び町道大中線の法面修繕の設計でございます。

項4住宅費、目1住宅管理費118万3,000円の増額補正は、給湯用ボイラーの更新と田丁団地の車止めの購入でございます。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費は、歳入で説明しました災害対策費用保険の充当による財源内訳の補正でございます。

目3消防施設費178万3,000円の増額補正は、消防水利標識と防火水槽等の修繕でございます。

目4災害対策費は、目2非常備消防費と同じく災害対策費用保険の充当による財源内訳の補正でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費38万3,000円の増額補正は、職員給料と共済費でございます。

次のページをお開きください。

項2小学校費、目1学校管理費109万2,000円の増額補正は、児童のけがに対する給付金、実績見込みによる電気料、それと学校管理事業、西小の備品購入費は、普通教室の掃除用具収納庫の購入、大多喜小の手数料は校庭の樹木の伐採でございます。

目2教育振興費45万3,000円の増額補正は、実績見込みによる要保護・準要保護児童学用

品費等補助金の不足額の増でございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費26万4,000円の増額補正は、グラウンド等に敷くグリーンダストの購入でございます。

目2 教育振興費57万9,000円の増額補正は、テニス用の審判台の購入と、柔道部、テニス部、陸上部、卓球部の県大会などの出場に伴う補助金の増と、実績見込みによる要保護・準要保護生徒学用品費等補助金の不足額の増でございます。

項4 社会教育費、目2 公民館費110万6,000円の増額補正は、会計年度任用職員報酬とエレベーター及び舞台装置の保守委託料でございます。

目3 図書館費3万円の増額補正は、指定寄附金による図書の購入でございます。

目4 文化財保護費の52万円の増額補正は、町指定文化財平沢妙厳寺本堂改修の補助金でございます。

次のページをお開きください。

項5 保健体育費、目2 体育施設費385万円の増額補正は、海洋センター柔道場の畳の購入でございます。

目3 学校給食費358万8,000円の増額補正は、給食用食器の購入と公用車、給食センター調理場等の修繕及び施設管理用備品の購入でございます。

款10災害復旧費、項2 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費3,413万9,000円の増額補正は、町道中野大多喜線の西部田と小苗地先、町道田代台線、町道笛倉中線の復旧工事でございます。

目2 河川災害復旧費1,484万9,000円の増額補正は、小土呂地先の大久保川の災害復旧工事でございます。

款11公債費、項1 公債費、目1 元金106万6,000円の増額補正は、平成22年度借入れの臨時財政対策債の利率見直しによるもので、利率が1.2パーセントから0.04パーセントになったことによるものでございます。

目2 利子209万6,000円の減額補正は、元金と同じく利率の見直しによる減額と、令和2年度分の借入額の確定によるものでございます。

以上で議案第67号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。ページ、39ページの新型コロナウイルスワクチンの接種体制、また追加接種体制事業について、このうち具体的に実施時期とか、会場とか、あと接種のやり方とか、期間とか。もうすぐ予定がはっきりしているのであれば、具体的に教えてください。

それと前回非常にすばらしい対応で、町民の多くの方は喜んでいると思います。基本的に同じ、前回と同じやり方を踏襲してやるのか。もし見直すところを考えているのであれば、その辺も併せて教えてください。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

接種については、報道等でもご存じかと思いますが、基本原則8か月以上後から接種ということになりますので、大多喜町も原則8か月後ということになります。

実際に大多喜町で接種した方、早い方で今年の3月、4月ぐらいに医療従事者が若干名接種されていますので、そちらの方については、1月からの接種となります。一般の方の接種、集団接種会場、海洋センターB&G体育館での接種を行った方の接種というのは、大体5月に実施しておりますので、2月ぐらいからの接種となります。

ただし、5月に接種している方、本当に少ないので、2回目の接種が終わっている方、5月中に終わっている方は本当に少ないので、集団接種会場で接種するほどの人数が集まりませんので、こちらの方の対応については、今、医療機関と調整をしております、町の医療機関で接種を実施していただく予定でございます。

接種方法は、前回とほとんど同じように実施する予定ですが、早い方には、もう先日通知のほうを出させていただいて、まず希望調査を行っております。接種を3回目の実施するのか、接種の希望をするのも、今現在接種している方は、ほとんど医療従事者ですので、その方は、また前回と同じように医療機関で接種をするのか、町の集団接種会場で接種をするのか、あるいは接種をしないのかという調査を実際、現在行っています。

その回答がそろったところで、また前回と同じように通知を個別に出して、時間、日時の指定をして、集団接種を実施する予定でございます。現在のところそんな状況でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

10番森久君。

○10番（森 久君） ありがとうございます。

使途を伺っておりますと、多くは本予算の計上時に予想できたようにも思われます。他方で、補正予算が今回だけではないと思います。この補正が多過ぎますと、本予算審議の意味がそれだけ低くなってしまふというふうには思います。

今回は、歳入歳出、数字を切り捨てて申し上げると、2億増やして合計で総額58億にするということです。こういったことをあまり繰り返してしまいますと、本予算審議の意味が低くなってしまふ。

そこで伺いたいんですが、今回はどのような理由で、一番多くの理由はどのような理由で補正予算を組むことになったのか、教えていただければと思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 今回の補正予算全体のことということで、財政課のほうからお答えさせていただきます。

まず今回の補正予算、なぜこの時期に補正予算、高額なものが、というところで、今回補正で計上した中で大きなものとしましては、子育て世帯の臨時特別給付金に係るもの、こちらが約5,000万円。それと災害復旧事業に係るもの、そちらが約5,000万円。それと、ワクチンの追加接種に係るものが、そちらがやはり5,000万円強ぐらいになるかと思います。それ以外のものにつきましては、当初予算で見込んであったものに対して追加の実績が増えたりした。そのようなことでの増減に対する対応、そちらが主なような補正の内容となっておりますので、どうしてもこの時期、補正で対応が必要ということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。45ページ、小学校教育振興事業と中学校教育振興事業で、要保護・準要保護児童の学用品等の補助金が、先ほどの説明ですと不足ということでお話があったかと思えます。これはどういった要因で不足になったのか。人数が増えたのか。学用品等買うものが増えて不足になったのか。例えば人数が増えたというような理由であれば、コロナの影響などが家庭とかに影響しているのかどうかというところでお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの小学校と中学校の要保護・準要保護の件なんですけれども、こちら、当初の予算のときより人数のほう若干増えております。それによりまして、予算のほう不足になって、その要因なんですけれども、私どものほうにつきましては、そちらの給与所得、給与の給与証明、そういうのをいただいて判断するわけですので、それが、実際、コロナの影響というところまでは、申し訳ないんですけれども、伺っておりません。ですから、コロナが関係しているのかどうかというのは、まだこちらのほうでは、現状では調べておりませんので、申し訳ありませんが、そのような状態になっております。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。ページ、43ページの町道維持管理事業、これ、大中線のたしか歩道ですかね、歩道が少し崩れたというか、という場所だと思うんですけれども、これ現在の状況ですけれども、歩道ですから歩くために設置されているもので、そこは今どういった状況で歩くことができなくなっているのか。歩くことができなくなっているとしても生徒は歩かなくちゃいけないものですから、それはどのような対策を現在取られているのか。要は緊急的に歩道、ここからここまでは歩道だよということで、少し何かカラーコーンとか置いて、区別してテープとかを張って安全対策を取っているのか。

それとあと、これはやっぱり生徒が通う道路ですので、早急な対応が必要だと思いますけれども、正規の形に戻すのはいつ頃を考えているのか教えてください。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 43ページ、町道維持管理事業の委託料の設計分析委託料、現在、大中に入る道路の歩道ですね。橋のほうからちょっと見ていただくと分かるんですけれども、前後がブロック積みになっていまして、その傾いているところはL型擁壁で積んでいるところになっております。そのL型擁壁が若干傾いておりまして、歩道に亀裂が入っているというような状況であります。

現在の対策ですけれども、その部分につきましては、歩道を通行は禁止ということで通れなくなっております。その歩道と車道の間には歩車道境界ブロックで分けてありますけれども、一旦車道に出ていただくような形で歩車道境界ブロックを切り下げて通れるようにしてあります。また、車道を一旦出ますので、車道側の一部通路について白線を引いて、明示して歩行者が通れるような現状対策にしております。

それから今回、測量調査費、設計費を上げさせていただいているんですけども、なかなか現地を見ますと、簡単にブロック積みで普及できるかどうかというのは、我々で判断できかねるところがございます。ということで、今回の設計に関しましては、地質調査の部分とその結果を用いて、どのような工法が適正なのか。それを判断するため設計の委託を出したいというふうに考えています。

ということで、設計の内容が出てきませんので、何とも完成の時期が分からないんですけども、いずれにせよ中学生が通る道路でございますので、できるだけ早く復旧工法を見定めて、復旧工事のほうをやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第11、議案第68号 令和3年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、議案第68号 令和3年度大多喜町水道事業会計補

正予算（第3号）についてご説明いたします。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、収入では、新型コロナウイルス感染症対策事業に伴う水道料金の減額による料金収入の減、及びそれに伴う一般会計補助金の増。支出では、周知用郵便料の増額、旧面白浄水場仮設送水管撤去工事による資産減耗費の増が主な理由でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和3年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和3年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款、水道事業収益、第1項、営業収益ですが、660万6,000円を減額し、補正後の営業収益の総額を2億8,559万円とするものです。

第2項、営業外収益ですが、721万4,000円を増額し、営業外収益の総額を2億2,710万1,000円とするものです。

支出。第1款、水道事業費用、第1項営業費用ですが、290万4,000円を増額し、補正後の営業費用の総額を4億5,404万1,000円とするものです。

資本的収入及び支出。

第3条、次のページをお開きください。

支出。第1款、資本的支出、第1項、建設改良費ですが、300万円を増額し、建設改良費の総額を3億9,502万円とするものです。

一般会計からの補助金。

第4条、予算第8条中8,375万8,000円を9,097万2,000円に改める。

棚卸資産購入限度額。

第5条、予算第9条中273万8,000円を339万8,000円に改める。

詳細につきましては、64ページから65ページの水道事業会計補正予算基礎資料により、ご説明いたします。

収益的収入及び支出。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、第1目給水収益660万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策として、水道料金の基本料金を2分の1減額することによるも

のです。

第2項営業外収益、第2目他会計補助金721万4,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る財源として、一般会計から補助金として繰り入れるものです。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目配水及び給水費60万円の増額補正は、補修用材料の執行に係る増額です。

第3目総係費80万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業のための通知用郵便料、消耗品などがございます。

目5資産減耗費149万6,000円の増額補正は、旧面白浄水場仮設送水管撤去費用です。

その下、資本的収入及び支出。

支出ですが、目3配水施設費、補正予定額300万円の増額は、横山浄水場ろ過機電磁弁更新工事によるものです。

以上で、議案第68号 令和3年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第12、発議第5号 通学路の整備に向けた財源確保と飲酒運転の厳罰化に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局職員をして、議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（宮原幸男君） それでは、発議案を朗読いたします。

発議第5号。

令和3年12月1日。

大多喜町議会議長、麻生勇様。

提出者、大多喜町議会議員、山田久子。賛成者、同、野村賢一、賛成者、同、末吉昭男、賛成者、同、渡辺八寿雄、賛成者、同、森久、賛成者、同、吉野一男。

通学路の整備に向けた財源確保と飲酒運転の厳罰化に関する意見書の提出について。

上記の議案を大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

通学路の整備に向けた財源確保と飲酒運転の厳罰化に関する意見書。

本年6月28日、八街市の通学路で下校途中の小学生の列に飲酒運転によるトラックが突っ込み、5人が死傷する痛ましい事故が発生しました。亡くなられた児童のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、ご家族、関係者の皆様へお悔やみを申し上げます。また怪我をされた児童の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

この痛ましい事故を受け6月30日に開催された交通安全対策に関する関係閣僚会議で、当時の菅総理大臣は「今後このような悲しく痛ましい事故が二度と起きないように、通学路の総点検を改めて行い、緊急対策を拡充・強化し、速やかに実行に移してまいります。」と述べられました。

本町でも8月18日に大多喜町通学路安全対策協議会が開催され、関係機関による危険個所の合同点検や意見交換を行っております。

また議会としては、10月12日に総務文教常任委員会協議会による小学校の通学路の緊急一斉点検の結果の報告を受けて、町内通学路の危険個所を現地踏査し今後の対策等について関係部署と協議をしておりますが、財政的な事由等により、早急な通学路の危険個所の改善に至らない状況にあります。

しかし、地域住民の安心安全な生活環境の確保、将来を担う子どもたちが毎日利用する通

学路の対策は早急に行われるべきであります。

以上のことから、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 通学路の安全対策に対する予算の拡充（防災・安全交付金の補助率の見直し及び拡充）
- 2 地域における総合的な生活空間の安全確保（交通安全）に向けた集中的支援の強化
- 3 飲酒運転の厳罰化及び飲酒運転根絶に向けた国民的気運の更なる醸成

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月 日

千葉県夷隅郡大多喜町議会

内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、国家公安委員会委員長、警察庁長官宛て。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 次に、提案理由について、提出者に説明を求めます。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 発議第5号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本意見書は、本年6月28日、八街市の通学路で下校途中の小学生の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、5名が死傷するという痛ましい事故が発生したことに起因するものでございます。このような事故はあってはならないことですが、いつ、どこで起こるとも限りません。

このことを受けて、当時の菅首相は、「今回のような大変痛ましい事故は、いまだ後を絶たない。必要な捜査と原因究明を直ちに行い、関係する事業者に対して安全を徹底していく」と述べられるとともに、「今後、このような事故が二度と起きないように通学路の総点検を行い、緊急対策を拡充強化し速やかに実行に移していく」とも述べ、子供の安全を守るために、万全の対策を講じるよう関係閣僚に指示をされております。

大多喜町議会としても、この事態を憂慮し、大多喜町通学路安全協議会が行いました合同点検の結果を受け、県に報告した危険箇所について、去る10月12日に総務文教常任委員会協議会で、町の関係部署と現地調査及び危険箇所の対策に向けた協議を行いました。財源的な理由等により早急な改善に至らない状況にあります。

しかしながら、地域住民の安心・安全な生活環境の確保、将来を担う子供たちが毎日利用する通学路の対策は、早急に行われるべきであると考えますことから、大多喜町議会といた

しましても、通学路の整備に向けた財源確保と飲酒運転の厳罰化に関する意見書を内閣総理大臣をはじめ関係各大臣に提出いたしたく、野村賢一議員、末吉昭男議員、渡辺八寿雄議員、森久議員、吉野一男議員のご賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただくものでございます。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局長から朗読をしていただいたとおりでございます。

よろしくご審議いただきまして可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（麻生 勇君） お諮りします。

ただいま町長から議案第69号 大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(麻生 勇君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 配付漏れなしと認めます。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 追加日程第1、議案第69号 大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長(和泉陽一君) それでは、議案第69号についてご説明いたします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

現行条例では、廃棄物の収集、運搬及び処分の手数料のうち収集袋について、大が1袋当たり50円、小が1袋当たり30円と定められています。また、平成30年から試行的に特小サイズの収集袋を販売したところですが、今回の条例改正により特小を条例に加え販売することとしたものです。

また、種別について見直し、大・中・小と改めるものです。

それでは、本文に入らせていただきますが、本文の朗読は一部割愛させていただきます、要点のみの説明とさせていただきます。

大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条につきましては、大1袋につき50円、小1袋につき30円に、特小1袋につき23円を追加するものです。

次のページをお開きください。

第2条につきましては、種別としまして、大・小・特小という種別につきましては、大・中・小に改めるものです。

附則、この条例は、令和3年12月20日から施行する。販売委託店との委託契約の変更期間を見込み12月20日から施行するものです。また、第2条の規定、現在、小、特小と記されているものを中・小へ改めるものですが、施行期日については、現在ありますごみ袋の在庫の状況を確認し、別に規則で定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。町民の皆様から大変多くのお声をいただいていたものでございまして、本当にありがたく思っております。

その中でご質問させていただきたいのは、袋の大・中・小の大きさは、これ、前の大・小・特小と同じ大きさになるのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 大きさにつきましては、今のところ、現在の大・小・特小と同じもので、一応考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

そうしますと特小の値段、昔でいう特小の値段が小と前同じだったと思うんですけども、値段を下げていただいたというところで本当にありがたく思います。

その上でなんですけれども、今後、もう一つお考えいただくことができるかどうかというところなんですけれども、実は特小だとまだおひとり暮らしのおばあちゃんとかおじいちゃんの家だと、まだちょっと大きいというお話があります。ここでいうところ、新しいところの中と小がそんなに大きさは変わらなくて、小のもう一つ下ぐらい、スーパーの袋ぐらいのものがあると、週に1回かそこらのごみ出しだとちょうどいいんだよねなんていう話もあるんですけど、今後その辺はまた先行きで結構なんですけれども、ご検討していただくようなことというのが可能な範囲にあるのかどうか、今のところのご意見でお伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） そちらにつきましては、今回の大ききで、正式に売り出すのが初めてになりますので、今後の売行きといたしますか、その辺を見て、どこかのタイミングでまたアンケート等、お店のほうとか利用される方にとってみてもいいかなというふうには今考えています。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） すみません。それで、商店に並ぶのはいつ頃になりますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 一応条例の施行期日が12月20日ということですので、20日以降についてお店のほうに並ぶということになります。ただ委託契約を今、この条例可決いただいた後なんですけれども、委託契約の変更をしなきゃいけませんので、その辺の時期も含めまして、20日ぐらいを目標にやっています。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今現在、町内で取扱店は何軒ぐらいあるんですか。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 現在委託しているのは、18店舗になります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(麻生 勇君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日3日から会期末の令和4年1月31日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

よって、明日3日から会期末の令和4年1月31日まで休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(麻生 勇君) 本日はこれをもって散会とします。

お疲れさまでした。

(午後 1時58分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 麻 生 勇

署 名 議 員 山 田 久 子

署 名 議 員 渡 辺 八 寿 雄